

会 議 録

令 和 6 年 第 4 回 定 例 会

会期：令和6年12月 3日
令和6年12月17日
(15日間)

小 海 町 議 会

第4回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日（招集、上程、説明、議案質疑、採決、委員会付託）	
招集あいさつ・報告	7
承認第10号（補正予算）	11
議案第40号～42号（条例）	12
議案第43号～46号（補正予算）	16
陳情・請願等	24
第4日（一般質問）	
第11番 篠原 伸男 議員	27
第1番 黒澤 敦史 議員	40
第5番 渡邊 晃子 議員	52
第4番 井出 和人 議員	69
第15日（委員長報告、討論、採決、追加議案）	
議案第40号～42号（条例）	82
議案第43号～46号（補正予算）	84
陳情第8号～発議第6号	85
議案第47号（事件）	90
署名	92

令和 6 年 第 4 回 小海町議会定例会議事日程		
開会年月日時	令和 6 年12月 3 日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和 6 年12月17日 午後 3 時50分	
開会の場所	小 海 町 議 会 議 場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第 5 番議員、第 6 番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和 6 年12月 3 日 至 令和 6 年12月17日 15日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
承認第10号	令和 6 年度小海町一般会計補正予算（第 4 号）について	原案承認
議案第40号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決
議案第41号	小海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第42号	小海町憩うまちこうみ事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第43号	令和 6 年度小海町一般会計補正予算（第 5 号）について	原案可決
議案第44号	令和 6 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第45号	令和 6 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第46号	令和 6 年度小海町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
陳情第 8 号	業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について	採 択

陳情第9号	価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定について	不採択
陳情第10号	建築士事務所賠償責任保険への加入について	不採択
陳情第11号	2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充について	不採択

《追加議案》

発議第6号	小中学校の大規模改造（空調整備）事業の促進に関する意見書	原案可決
議案第47号	第6次小海町長期振興計画後期計画の策定について	原案可決

会議の顚末	令和6年12月3日 午前10時00分に始め
	令和6年12月17日 午後3時50分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘	会計管理者 井出直人
		子育て支援課長 小池 司
	教 育 長 黒澤五雄	教 育 次 長 小平 文仁
	総 務 課 長 吉澤君雄	
	町 民 課 長 井出知之	やすらぎ園所長 井出重信
	産業建設課長 宮澤賢司	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 小平弘恵	
	書 記 中嶋晴基	

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	12/3	12/9	12/10	12/11		12/12		12/17
					総産委	予決委	民文委	予決委	
第 1 番	黒澤 敦史	○	○	○	○	○	—	○	○
第 2 番	鷹野 文則	○	○	○	—	○	○	○	○
第 3 番	篠原 哲雄	○	×	×	—	×	×	×	○
第 4 番	井出 和人	○	○	○	○	○	—	○	○
第 5 番	渡邊 晃子	○	○	○	—	○	○	○	○
第 6 番	的埜美香子	○	×	×	○	○	—	○	○
第 7 番	井出 幸実	○	○	○	—	○	○	○	○
第 8 番	品田 宗久	○	○	○	○	○	—	○	○
第 9 番	小池 捨吉	○	○	○	○	○	—	○	○
第 10 番	有坂 辰六	○	○	○	○	○	○	○	○
第 11 番	篠原 伸男	○	○	○	○	○	—	○	○
第 12 番	欠 員								
計		11	9	9	7	10	4	10	11
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第 5 番 渡 邊 晃 子 議員							
		第 6 番 的 埜 美 香 子 議員							

令和 6 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	令和 6 年 12 月 3 日 午前 10 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 6 年 12 月 3 日 午後 2 時 15 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さん、おはようございます。 令和 6 年度第 4 回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。まずは私事で恐縮であります。先月の 10 日に年齢のせいかとも思われますが、前方に転んでしまい両手を損傷し、いくつかの行事を欠席しました。この場ではありますが、お詫びを申し上げます。 さて、今回の定例会より議場のシステム、そしてタブレットの運用が本格的に行われる運びになりました。また、10 月に各常任委員会の活動など町民の皆さんに議会報告会が行われたことなどと合わせて、議会のあり方が大きく変わろうとしています。 最近の 103 万円の壁の諸課題に対する政府の対応でもわかりますように、半世紀前の昭和の法令法規が現代に即しているのかが問われています。 私はこの町議会の総意として要望いたしました、議員の報酬の件も同じ尺度であると考えています。 先月 23 日に信濃毎日新聞に掲載された東筑摩郡の生坂村の件であります。議会が議会改革検討委員会を立ち上げ、議員報酬優遇や議員報酬月額について藤沢村長に対し、提言書を提出したとの記事が載っていました。細部は省略いたしますが、議会の提言では現在の報酬月額 18 万から一律 23 万 1000 円に引き上げるとあります。 その根拠として全国の町村議会議員の平均報酬月額が 21 万 7000 円と、昨年度の県内の 20 歳から 24 歳までの平均月収 22 万 2000 円の間値に本年度の人事院勧告に基づく公務員と民間給与月額の差額 1 万 1183 円を加えて調

	整したとのことであり、一律に引き上げる理由としては、村議会議員の報酬が数十年間上がっておらず、物価高騰や民間の賃上げを踏まえたものとしており、藤沢村長は議会の議論を尊重したいと述べています。 議会は来春の村議選に間に合わせたい考えで、12月の定例会に関連条例案の提出を目指すとあります。 これらの件に関しましては、各自治体による異なることは承知していますが、いずれにしろ議員報酬については、首長の専決事項であり今回議会の総意である要望に答えていただきますよう、改めて黒澤町長にお願いを申し上げます。 ただいまの出席議員数は10人であります。なお、11番篠原伸男議員は午前中欠席との連絡がありました。 定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回小海町議会定例会を開会いたします。 なお、議会のICT化推進の目的から、タブレットの持ち込みを許可します。これから本日の会議を開きます。
<u>日程第1 「会議録署名議員の指名」</u>	
議 長	日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、第5番 渡邊晃子君及び第6番 的埜美香子君を指名いたします。
<u>日程第2 「会期の決定」</u>	
議 長	日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきまして、去る11月21日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。 議会運営委員長 井出幸実君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。 本日招集の、令和6年第4回小海町議会定例会の運営につきましては、去る11月21日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。 本定例会に付議される案件は、条例改正案3件、認定案1件、補正予算案4件、陳情4件の合計12件であり、会期は本日より12月17日までの15日間

	とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日午後５時までとします。但し質疑が５時を過ぎた場合には、質疑終了後としますので、よろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。 今のところ、一般質問が１日で終われば10日午前10時00分から、全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。なお、本日の昼休み12時30分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
議 長	お諮りいたします。 本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり本日から12月17日までの15日間にしたいと思います。 これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程はお手元に配付申し上げたとおりであります。
<u>日程第３ 「町長招集あいさつ」</u>	
議 長	日程第３、町長より招集あいさつをお願いします。 黒澤町長。
町 長	皆様おはようございます。 師走を迎え何かとお忙しい中、令和６年第４回小海町議会定例会をご通知申し上げましたところ、全議員の皆様方のご参集を賜り、開会できますことに厚く御礼申し上げます。 本年を振り返りますと、昨年と同様、猛暑を超えた酷暑が続き、非常に暑かった上、降雨は少なく残暑が厳しい夏であり、秋の紅葉も一週間以上ずれ込み、地球温暖化を実感するものでした。このような気象状況でありましたが、当町におきましては、２月の雨水災害が主なもので、人的災害もなく本日を迎えているところでございます。 この秋は話題の尽きない時期でありました。９月、自民党総裁選では決選投票で高市氏を破った石破茂氏が第28代総裁となり、10月１日の衆参両院

	本会議の首相指名選挙で第102代首相となりました。しかし、首相就任8日後の9日には衆院を解散、総選挙が10月27日に行われました。当町におきましても期日前投票から開票まで慌ただしい期間でありました。11月11日に第2次石破内閣がスタートし、28日からの臨時国会において本年度補正予算などの議案審議がされております。 また、アメリカ大統領選ではトランプ前大統領が4年ぶりに返り咲き、全世界の注目を集めました。野球では、大谷翔平のドジャースが世界一に、日本シリーズではDeNAが26年ぶりに日本一にと、話題に事欠かないシーズンとなりました。小海町出身で広島東洋カープの内田湘大選手においては、昨季は2軍でチーム第2のシーズン87試合に出場。フレッシュオールスターに選出され、1軍で初安打を放ち来季の主軸候補と期待されるところでございます。 町の基幹産業の一つである農業であります。販売額でソサイ類につきましては対前年比102%、花卉につきましては、82%とのことで、資材等の高騰も続いており経営は厳しいことと推察するところでございます。詳細につきましては後程、産業建設課長からご報告いたします。 そして、11月23日には松原湖高原スケートセンターがオープンしました。雨が降るなどコンディションが悪く、一週間遅れのオープンとなりました。茅野市岡谷市でのスケートセンター存続が危ぶまれる中ではありますが、地域の伝統あるスケートの継続し、子どもたちの健全な育成に寄与していく所存であります。 それでは、本定例会にご提案を申しあげました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。 承認第10号令和6年度小海町一般会計補正予算(第4号)につきましては、衆議院解散により過日10月27日に執行されました総選挙費用の計上であります。本日審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。 議案第40号「刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」につきましては、令和7年6月に刑法が改正され、「禁錮、懲役」の名称が「拘禁刑」に代わることにより関係する条例の一部を改正するものです。 議案第41号「小海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、印鑑登録証明書等のコンビニ交付が始まることにより、マイナンバーカードでの証明書発行を可能にするものです。 議案第42号「小海町憩うまちこうみ事業施設の設置及び管理に関する条例
--	--

	の一部を改正する条例」につきましては、憩うまちこうみ事業施設を指定管理者に管理を行わせることができるようにする改正です。 議案第43号「令和6年度小海町一般会計補正予算(第5号)」につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,760千円を減額し、総額を4,707,134千円とするものでございます。 歳入の主な内容につきましては、住民税のうち個人住民税を35,112千円増額しています。これは個人住民税の営業所得、給与所得の増により当初見込みに比較して増額となったものです。国庫支出金では民生費関係の自立支援給付費負担金を9,500千円増額、法改正による児童手当負担金6,772千円を増額します。県支出金は民生費関係の自立支援給付費の県負担分を4,745千円増額です。自立支援給付額全体の増額に伴うものです。 歳出の主な内容につきましては、総務費の一般管理費でカーポート設置工事費11,400千円を減額しました。これは、建築基準法や消防法の関係で屋根のついた建築物が設置困難となったことによるものです。広報費では、防災行政無線の工事費が契約額に合わせ16,500千円減額しました。民生費においては、心身障害者福祉費の介護訓練給付費につきましては19,500千円の増額、また児童措置費では、制度の拡大による児童手当費用6,135千円を増額しました。農地費では、県営事業で行っております小海原の畑灌整備事業の負担金を事業量の減から5,070千円減額、林業振興費では、森林活用業務委託料として3,100千円増額。これはJ-クレジットに向けた登録関係費用です。商工費では、店舗新築等助成事業補助金を2,000千円、雇用定住事業1,300千円それぞれ増額しました。土木費においては、道路改良舗装費の工事費で増工分として4,189千円を増額しております。教育費では、美術館運営費で、浄化槽修繕工事を次年度に延期することにより6,050千円の減額をしました。 議案第44号「令和6年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」につきましては、歳入歳出予算の総額に5,820千円を追加し、総額を742,903千円とするものでございます。主な内容は、システム改修費のほか施設介護給付費5,000千円、介護予防給付費等の増額による補正でございます。 議案第45号「令和6年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」につきましては、歳入歳出予算の総額から2,177千円を減額し、総額を88,132千円とするものでございます。主な内容は、本算定による保険料の増減により414千円の減額、保険基盤安定繰入金の精算見込みによる
--	---

	1,624千円の減額、歳出につきましては、広域連合への負担金2,177千円の減額による補正でございます。 議案第46号「令和6年度小海町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」につきましては、収益的支出総額を306千円増額し、総額を96,306千円とするものであり、内容は総係費審議会関係の補正でございます。 以上、本定例会に提案いたしました議案について、その概要説明を申し上げます。 よろしくご審議を賜り、承認及び可決決定をお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。
<u>日程第4 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程つづりの3ページ、4ページに申し上げますので、ご確認のほどお願いいたします。 その他、報告事項のある方はお願いいたします。 以上で「諸般の報告」を終わります。
<u>日程第5 「行政報告」</u>	
議 長	日程第5、「行政報告」を行います。町長から行政報告をお願いします。 黒澤町長。
町 長	ご報告いたします。 1件目ですが、あいさつでも触れました松原湖高原スケートセンターが11月23日(土)、一週間延期してのオープンとなりました。日中の気温上昇や降雨の影響です。11月30日(土)には、町長杯スケート大会が開催された訳ですが、県内外から112名の選手が集まり、氷の状態も良い中で終了することができました。南佐久地区の小学生も氷上練習が少なかったことを思わせない、力強い滑りをしておりました。 2件目ですが、11月24日の日曜日に「人権を考える町民の集い」を総合センターで開催しました。講師には株式会社情報文化総合研究所の佐藤佳(よし)弘(ひろ)氏をお招きし「インターネットと人権侵害」という演題でお話を聞きました。SNSなどでの誹謗中傷が社会問題になっていますが、規制が困難である現状をお示しいただきました。1週間前の11月17日

	には、社会福祉協議会50周年記念行事の中で、車いすのギターリスト川崎昭仁さんの講演もあり、人権週間を前に良い学習の場になったと考えております。 最終日の12月17日には、恒例であります議員職員対象の人権研修会が予定されておりますので、ご参加いただきたいと思います。 以上ご報告といたします。																								
議 長	以上で町長の報告を終わります。 ほかに行政報告がありましたらお願いいたします。																								
	<table border="0"> <tr> <td>総務課長</td><td>【佐久広域議会定例会の報告】</td></tr> <tr> <td></td><td>【長期振興計画審議会の報告】</td></tr> <tr> <td></td><td>【特別職報酬等審議会の報告】</td></tr> <tr> <td></td><td>【駅前再整備検討委員会の報告】</td></tr> <tr> <td>町民課長</td><td>【佐久環境衛生組合議会の報告】</td></tr> <tr> <td></td><td>【介護保険懇話会の報告】</td></tr> <tr> <td>産業建設課長</td><td>【松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】</td></tr> <tr> <td></td><td>【簡易水道運営審議会の報告】</td></tr> <tr> <td>教育長</td><td>【中学校組合議会定例会の報告】</td></tr> <tr> <td></td><td>【学校給食運営委員会の報告】</td></tr> <tr> <td>生涯学習課長</td><td>【美術館運営協議会の報告】</td></tr> <tr> <td>産業建設課長</td><td>【野菜、花卉の生産販売状況】</td></tr> </table>	総務課長	【佐久広域議会定例会の報告】		【長期振興計画審議会の報告】		【特別職報酬等審議会の報告】		【駅前再整備検討委員会の報告】	町民課長	【佐久環境衛生組合議会の報告】		【介護保険懇話会の報告】	産業建設課長	【松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】		【簡易水道運営審議会の報告】	教育長	【中学校組合議会定例会の報告】		【学校給食運営委員会の報告】	生涯学習課長	【美術館運営協議会の報告】	産業建設課長	【野菜、花卉の生産販売状況】
総務課長	【佐久広域議会定例会の報告】																								
	【長期振興計画審議会の報告】																								
	【特別職報酬等審議会の報告】																								
	【駅前再整備検討委員会の報告】																								
町民課長	【佐久環境衛生組合議会の報告】																								
	【介護保険懇話会の報告】																								
産業建設課長	【松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】																								
	【簡易水道運営審議会の報告】																								
教育長	【中学校組合議会定例会の報告】																								
	【学校給食運営委員会の報告】																								
生涯学習課長	【美術館運営協議会の報告】																								
産業建設課長	【野菜、花卉の生産販売状況】																								
議 長	以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・教育長・代表監査委員・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。																								
<u>○ 議案の上程</u>																									
議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、承認第10号は上程から採決まで、議案第40号から議案第46号および陳情等につきましては上程から付託までといたします。 それでは、順次議案を上程いたします。																								
<u>日程第6 「承認第10号」</u>																									
議 長	日程第6、承認第10号、「令和6年度小海町一般会計補正予算（第4号）」に																								

	ついて」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入 6 ページ、款 11 地方交付税、款 16 県支出金、項 3 県委託金。 歳出 7 ページ、款 2 総務費、項 4 選挙費。 8 ページから 12 ページ、補正予算給与費明細書。8 ページ、9 ページ、10 ページ、11 ページ、12 ページ。 その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから承認第 10 号を採決します。 承認第 10 号を原案のとおり承認する事に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、承認第 10 号は原案のとおり承認する事に決定いたしました。 これより 11 時 10 分まで休憩とします。 (ときに 10 時 55 分)
<u>日程第 7 「議案第 40 号」</u>	
議 長	(ときに 11 時 10 分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第 7、議案第 40 号、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条

	例の整理に関する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 8 「議案第41号」</u>	
議 長	日程第 8、議案第41号「小海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 9 「議案第42号」</u>	
議 長	日程第 9、議案第42号「小海町憩うまちこうみ事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。

	小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
5 番議員	はい、お疲れ様です。5 番渡邊です、お願いします。まず確認ですが、現況今町のどこが管理をしているのか、また利用状況も教えていただけるでしょうか。
総務課長	はい、今現在は総務課渉外戦略係が管理をしています。渉外戦略係につきましては、ご承知の通り駅で切符を売りながら事務をしているということで、そこに拠点があり、そこから利用する場合には、松原へ行って鍵開けとか場所も含めて、いろんな管理をしているところでございます。職員の他地域おこし協力隊もいますので、人手という面ではいいわけですがけれども、利用したいときに少し見たい。それからもちろんセラピストが利用するにしても、やはり町の方に駅の方に行って許可をもらって、中に入るといようなスタイルをとっておりますので、こういったことをスムーズに冬でもスムーズに行う。そういうことができるようにしたいというものでございます。実際の受け入れの話、この利用者ですね。町に来て宿泊してヨガをやったり焚火をやったりというお客様の受け入れについては、元々協議会という会が行っておりますので、その協議会を中心に管理者として、鍵の管理やらその管理ができるということが理想なのかなという考えに基づいたものでございます。 そして利用状況ですけれども、令和 5 年度の状況をお示ししますと、施設の利用料、これは条例の方で時間当たり 500 円というふうに定めています。5 年の収入は 3 万 2000 円でございます。これで利用料いただいたものの数は 64 名ということですが、見に来る方々視察にも来ています。そういった方を全部含めるとカウントでは 203 人というふうになってございます。 その他支出については光熱水費ですとか通信費用、それは Wi-Fi の関係です。その他浄化槽の管理委託そういうものが支出の項目となっております。

	以上です。
5 番議員	はい、わかりました。 指定管理料についてはここには何もないですが、そのあたりはどうですか。
総務課長	はい。この指定管理料をどのようにするか、どこまでを委託っていうか指定管理の対象にするか、協定の中で最終的には定めることになると思います。先ほど照会しました、光熱水費などの支払いもお金を例えば渡すので、その中から支出してくださいというやり方もあると思いますし、また管理、管理っていうかお金を伴わない方法、そういうものも選択肢としてはあるかと思いますので、対象がどこになるかということが一番考えなきゃいけません、その対象者との話し合いの部分が出てくるかと思います。 以上です。
6 番議員	はい。6 番的埜です。今中身の方をお聞きしたんですけど、憩うまちこうみ事業というものが自走という、そういう前提というふうに受けていいのか。そうすると憩うまちこうみ事業の収支状況がどういうふうになっているかっていうことも、やっぱり我々知らないといけないと思うんですが、その辺は委員会なりで説明があるのかお願いします。
総務課長	はい、お答えいたします。今回の全員協議会の中でも項目の中に入れておりますので、そちらでまた詳しい回答させていただければというふうに思います。ただ今も一般会計の中にセラピストへの支払い、それからあと利用者からの収入、そういったものは入ってございません。当初から、自立、これは独立しようという方向でいってますので、それは協議会の会計の中で処理をしているところでございます。その部分は既に早く言えば町側から総務課とか渉外戦略側からは会計としては離れているわけですが、施設のね、管理についてはそのまま町が直接ということだったので、より自立性を高めるという意味合いもあると思いますので説明をさせていただきます。
議 長	他にございませんか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより 1 時00分まで休憩とします。 (ときに11時40分)
議 長	(ときに13時00分)

	休憩前に引き続き会議を開きます。 議事に入ります前に、先ほど12時30分から議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告をお願いします。 議会運営委員長、井出幸実君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。 12月11日(水) 午後1時00分から総務産業常任委員会、視察あり。午後3時から予算決算常任委員会、総務産業関係の審査を行います。12月12日(木) 午後1時00分から民生文教常任委員会、視察あり。午後3時から予算決算常任委員会、民生文教関係の審査を行います。 また、一般質問が1日で済めば、今回は現地視察は実施しないこととなりましたので、全員協議会を12月10日火曜日午前10時から行ないます。 以上で、報告を終わります。
<u>日程第10 「議案第43号」</u>	
議 長	日程第10、議案第43号「令和6年度小海町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 6ページ、第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正。 歳入9ページ、款1町税、款10地方特例交付金、款11地方交付税、款14使用料及び手数料。 10ページ、款15国庫支出金、項1国庫負担金、項2国庫補助金、款16県支

	出金、項1 県負担金。 11ページ、項3 県委託金、款18寄付金、款19繰入金、款21諸収入。
11番議員	はい、11番篠原です。11ページ3 項県委託金の総務費委託金、これ4 号補正で724万皆増しておいて、なおかつまだ5 号補正で56万7000円追加で出てきているということですのでけれども、同じ衆議院議員の総選挙の委託金で分かれて、4 号と5 号に分けたとこれはどういうことでしょうか。
総務課長	はい、お答えをいたします。4 号につきましては、専決の4 号につきましては10月17日ということとして、これから見込める、選挙に当たって見込める費用をするものを計上した次第でございます。 このときの収入については、支出も確定せず概算ということでの申請になりました。県の方に提出するわけですけれども、確定でなく概算それで今度5 号につきましてはその清算ということとして、歳出側も当然そうですし、歳入の方もそれに合わせた清算行為を行っているという内容でございます。先ほどもご説明、4 号の中でご説明させていただいた経緯がありますけれども、全額支出の全額がね、補助対象県支出金になるという部分ではなく、備品購入については9 分の5 っていう率をかけた部分、そういうものがあって単独費が発生している。このようなこともご説明させていただいたところですので、内容については以上でございます。
11番議員	これ、そうずっと歳入が何か別々に入ってきたってこと。備品購入とかってこっちの方の歳出の方にも出てきているんだけれども、同じ県の委託金で同じ衆議院議員のあれだったらこれ一括してみんな支出の方も4 号補正で専決でできるんじゃないかなと思うんだけれども、4 号と5 号を分けた一番のあれは一緒に全部県からは同額で入ってきてるってことの解釈でいいかな。
総務課長	ちょっと繰り返しのようになりますけれども、この時点、4 号の10月の17日の時点では概算ということで補助金の申請をしております。まだ支出が伴っていないものですから、その清算金というものはわからないということです。この時点では、その歳入についても清算行為がございまして、歳出に合わせた清算を5 号で計上させていただいている。そしてそれが増額になったという内容でございます。 以上です。
11番議員	そうすると概算に対して追加で増額になってきたのが、後から通知が来たという解釈でいいのかな。
総務課長	はい、清算行為をして結果的に追加になったという内容です。その通りで

	す。
議 長	12ページ、款22町債。 歳出13ページ、款1議会費、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目2財産管理費、目3広報費、目4企画費。
6番議員	6番的埜です。お願いします。総務管理費の1目の関係ですけど、先ほどカーポートの設置工事との皆減ということでご説明いただきました。ちょっと簡単に考えていたのかなと、総務課長の方からもそういうふうにありましたけど、これはやはり調査不足ではなかったのかと思います。それはさておきこれに伴い、予定していた場所に障害者の優先のマークというか、がつけられたと思うんですけど、それと玄関にも正面玄関の方にもつけられたと思うんですけど、当初言ってたパーキングパーミットとはまた違うのか、ちょっとそのあたりの説明をお願いしたいと思います。
総務課長	はい、皆減につきましては設計行為というものを進めれば、こういうふうにはならなかったというような反省もしてございます。なるべく安く庁舎周りですので、そんなことも考えてのことだったわけですが、結果的に申し訳ない話になってしまいました。すいません。それでその代わりにと言いますか、当初の予算決定していただいていますので、障害者を主にそういう方々に優しい対策、そういうことを考えなければいけないということでして、それではどうすればいいかと考えたところ、正面玄関の方から自動ドアを開けて入ってこれる比較的フラットでございます。ちょっと道路の方は、石を並べてる関係でね、走行性は悪いものですが、歩行者または車椅子そこから入ってくると、比較的近くてアプローチも良いというようなことで、そこから誘導する。そんな方法を考えたということでございます。正面の玄関のところには信州パーキングパーミット制度にのっとるもの、これは緑色のマークでして、身体障害者の車椅子のマークはブルーですが、それとちょっと異なるようなものになります。もうちょっと幅広く障害者のみならず、高齢者であるとか怪我をされていた方がちょっと不自由だとか、妊婦さんであるとか、そういった方々が優先的に利用できるそういうものです。ただ、正面玄関もあまり広いスペースございませんので、1区画のみそういう白線も引いて、ご案内ができればということで、まだ完成はしていないんですけども、そんなことを実施をしているということでございます。 以上です。
6番議員	はい、正面玄関の方がパーキングパーミットということで裏の方は裏の方

	にも、やはりマークがついたんですけど、優しい対策ということで非常にね、いいことだとは思いますが、冬になるとそこに雪を溜めるスペースみたいなふうになっちゃってて、ちょっとそれはいかがなものかというふうなことを何回も思ったことがあります。やはりきちんとね優しい対策であるならば、そこをきちっと裏から回られる人もいますので、きちんとスペースとしてあげていただきたいと。そういうことを要望すると同時に、また裏玄関の方はスロープになっていますけど自動ドアではないので、やっぱり車椅子の人とかあそこは非常に重いと大変だという話も聞いていますので、またそういった対策も併せてこれから考えていく必要があるかなと思います。以上です。
総務課長	はい。除雪の関係ですけれども、それにつきましては職員で降雪があった朝にはいわゆる除雪をするわけですけれども、駐車場になってるところ障害者スペースも含めましてそこに雪がね、溜まった状態にならないように日頃やってるつもりでございますけれども、また今シーズンもそういうふうにならないように、もうちょっと裏の後ろのスペースまでよく雪を押すっていいですか、貯める場所を奥にして支障のないように努めたいと思います。以上です。
議 長	14ページ、企画費続き、目 8 駅周辺運営費。 15ページ、項 2 町税費、目 1 税務総務費、目 2 賦課徴収費、項 3 戸籍住民登録費、項 4 選挙費。 16ページ、選挙費つづき、款 3 民生費、項 1 社会福祉費目 1 社会福祉総務費、目 2 老人福祉費、目 3 やすらぎ園運営費、目 4 心身障害者福祉費。 17ページ、心身障害者福祉費つづき、項 2 児童福祉費、目 1 保育所費、目 2 児童措置費、目 3 児童館運営費。 18ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、項 2 生活環境衛生費、目 2 塵芥処理費、目 4 住宅管理費、目 5 町営バス運行管理費。 19ページ、款 5 農林水産費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、目 2 農業振興費、目 3 畜産振興費、目 4 農地費。
11番議員	はい、11番篠原です。農業振興費、鞍掛豆販売収入が100万ほど増えているということで、そばの里づくり事業ということですが鞍掛豆で稼いでそばの里づくり、これは何をどういうふうにすることですか。
産業建設課長	そばですとか鞍掛豆ですか、これの加工をしていただく費用、事業でございます。
11番議員	長野県といえばそばで、どこに行っても信州土産そば挙げられていますけ

	ど、この鞍掛豆でせっかく増収になってきたものを今ポタージュだとかいろいろなものを作ってるよね。それから今度は代替肉とか一生懸命頑張ってるって作ってるんだから、この鞍掛豆も大変私はふるさと納税のお土産にも景品にもなるんじゃないかなと思うんですけども、そばとミックスした加工ということですけど、鞍掛豆で稼いだのは鞍掛豆の代替肉だとかポタージュだとか、ああいうものにもちょっとそっくりつぎ込んでもいいんじゃないかなと思うんだけどね、これそばはそばでいくらでも信州の名物であれしてるわけですから、その辺はどうなの、そんなに鞍掛豆の銭取ってそばに回さなきゃならないほどのことかね
産業建設課長	何て答えればいいのかわからないんですが、いずれにしろ小海の特産品としてはそば鞍掛豆。そういうものを活用していくということで、これについてはどうなんでしょうね。答えようがないな。精査して各々に精査すればいいんですけども、みんなで考えます。
11番議員	答弁する者がどう答弁していいかわからないっちゃ、聞いているものはもっとわからなくなっちゃうけどさ。それでもね、そばはそばでまたそういうそばの里づくり一般財源で、まして、せっかく鞍掛豆で100万からどうへったらこれ鞍掛豆やってる人たちだってそっちにつぎ込んでいけば、はりが良くなっていくじゃねえだかね、これどんなもんだろう。これで3回目だけ
産業建設課長	今ちょっと確認をしたら、そばの里そば等って入るということで、ということで解釈していただけるとありがたいです。
議長	20ページ、項2 林業費、款6 商工費、項1 商工費、目1 商工業振興費、目2 観光費。
5番議員	5番渡邊です。お願いします。観光費ですが、14節工事請負費。数字は小さいとはいえ皆減なので、これちょっとご説明をお願いします。
産業建設課長	このレンゲツツジの群生群の下刈りですとか草刈りとかやる予定だったんですが、専門の業者さんに見ていただいて、今年はやらなくてもいいだろうということで、来年度実施ということで皆減させていただきました。
議長	21ページ、目4 松原湖高原観光交流センター運営費、款7 土木費、項1 土木管理費。
6番議員	はい、6番です。商工費の4目の関係ですけど、先ほど審議会の報告の中で先進地の視察ということで説明というか報告があったんですけど、前橋の方に視察に行ったということなんですが、ここにも書かれてあります新システムの導入っていうような、そういうことが書いてあるんですけど、

	また長振の方で出てくるのかなと思うんですけど、以前の確か令和6年度当初のときでしたっけ3月の議会で、やっぱりオーダー取るのが大変人員の関係だったと思いますけど、オーダー取るのが大変だから一番大変だから券売機を検討しているというような、そういう話もあったと思うんですけどそれはどうなったのか。ちょっとそこも含めてそういったことをお願いします
産業建設課長	はい、温泉のオーダーシステム導入に関しましては、実際に委員の皆さんに現場を見ていただくということでこの先進地を選びました。それで当初受付の券売機等、それからにつきましては、今、様々な割引チケットですとか、クレジットとかいろいろなものがあって、導入が難しいんじゃないかということで考えておったんですが、先進地に行った中で委員の皆さんのご意見を聞くと、どうせやるなら、受付から全てのところをシステム化した方がいいんじゃないかという意見もいただいたので、今現在考えているのはフロントではなくてレストランの方のオーダーシステムを入れていくということなんですが、今現在可能であれば受付のフロントのシステムも自動化していこうという考えで一応考えております。
6番議員	そうしますと3月の議会でもあったように、人員の確保とか削減とかそういったことが目的なのか。そのあたりお願いします。
産業建設課長	人員の削減が目的ではございません。ただ、全協ですとか議会の皆さんのお話を聞くと、4000万から5000万の赤字を出してけしからんというお話。それから今温泉だけではなく、もう福祉の世界もそうですし全ての世界が人材不足ということで、我々事業を進めていく中では、雇われているという方は、はい今日やめますと。他のところに行きますっていうふうになっても、それは全然文句は言えない。近い将来、これが5年後になるのか10年後になるのかわかりませんが、きっと温泉じゃなく他のいいところに移りますよとかっていう人が出てくると、そういうときに次の新しい人材を確保すぐにできるかっていうとできないですから。人材がいてもいなくても、こういうシステムを入れて対応ができるようにしていくというのが一番の目的でございまして、中の人材を少なくするとかっていうことはまた二の次だというふうに考えています。
6番議員	はい、視察先の七福の湯でしたっけ、それは民間なのでしょうか。なんか見るとスーパー銭湯みたいな、そういう感じのように見受けられたんですけど八峰はそういうのを目指すのか。そのあたりお願いします。
産業建設	私の見方ではスーパー銭湯ではないと思ってます。ただ、システムを導入

課 長	することによって、例えばレストランの人員は1人で配膳、下膳は自分たちでやってもいいんですけども下膳もしてくれる。それから他その他のシステムも全部オーダーシステム、それからデジタルDXにちなんだそういう決済ができるということで、決して私はスーパー銭湯とは思わないんですけども、民間の企業としてかなり先進的なことをやっているというふうに思いまして、委員の皆さんに行っていました。
議 長	22ページ、項2道路橋梁費、項3都市計画費、款8消防費、項1消防費。 23ページ、款9教育費、項2小海小学校費、目1学校管理費、目2教育振興費、項3社会教育費、目1社会教育総務費、目2公民館費、目3美術館運営費。 24ページ、美術館運営費つづき。 25ページから29ページ、補正予算給与費明細書。 25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ。 その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
6 番議員	はい6番です。すいません聞き逃しちゃいました。22ページの都市計画費の説明を受けていないので、当初3万6000円ということで、中部横断道の進捗により審議会開催というふうに、そういうふうに出たと思うんですけど中身はどういうことなのかお願いします。
産業建設課 長	9月の議会で公園のことですが、単費過疎債を使つての整備事業でなく都市公園として整備するということをお話しして、都市公園として作るには都市計画審議会、それから公聴会、そして工事をするという形の中で、中部横断道ではなく公園の方の都市計画審議会を開かせていただきたい。そして委員の皆さんにはもしできるんだつたらば、視察をしていただくための予算として計上させていただきました。
6 番議員	はい、当初の目的の中部横断自動車道の関係は、審議会はもう開かないというそういう意味でしょうか。
産業建設課 長	はい。今のところ中部横断道の審議会は開催する予定はございません。
議 長	他に質疑のある方ございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第11「議案第44号」</u>	

議 長	日程第 11、議案第 44 号「令和 6 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 歳入 4 ページ、款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金、項 2 基金繰入金。 歳出 5 ページ、款 1 総務費、項 1 総務管理費、款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費、目 4 施設介護サービス給付費。 6 ページ、項 2 介護予防サービス給付費、項 5 高額医療合算介護サービス等費。 その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 12「議案第 45 号」</u>	
議 長	次に日程第 12、議案第 45 号「令和 6 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。

(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 歳入 4 ページ、款 1 後期高齢者医療保険料、款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金、目 2 保険基盤安定繰入金。 歳出 5 ページ、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金。 その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第13「議案第46号」</u>	
議 長	日程第13、議案第46号「令和 6 年度小海町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 宮澤産業建設課長。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 収益的収入および支出、2 ページ上段。 資本的収入および支出、2 ページ下段。 その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第14「請願・陳情等」</u>	
議 長	日程第 14、陳情第 8 号から陳情第 11 号についてを議題といたします。

	今定例会で受理した陳情等は、請願・陳情綴のとおりであります。 陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いいたします。 ここで10分間休憩といたします。 (ときに14時07分)
議 長	(ときに14時13分) 休憩前に引き続き会議を開きます。
<u>○質疑終了</u>	
議 長	以上をもちまして、議案に対する質疑を終結いたします。
<u>○常任委員会付託</u>	
議 長	本日議題としてまいりました議案第40号から議案第46号、陳情第8号から陳情第11号は、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。
<u>○散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程は全て終了いたしました。 一般質問は、9日午前10時から行います。 本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに14時15分)

令和 6 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 7 日」	
* 開会年月日時	令和 6 年 12 月 9 日 午前 10 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 6 年 12 月 9 日 午後 2 時 57 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さん、おはようございます。 今日は一般質問であります。本日一般質問を予定されていた的埜美香子議員と篠原哲雄議員がインフルエンザに感染し、的埜議員は10日まで、篠原議員が13日まで欠席とのことであります。最近私たちの近辺で感染される方が見受けられますが、まずはマスクの着用、そして、うがい、手洗いの励行などを行い、もし心ならずも感染された際には、何事においても十分に休養を取り、一日も早い完治を願うばかりであります。 今日一般質問を行う議員は4名であります。皆さんが承知のことではあります。18期の議員の皆さんの一般質問は、今回を入れてあと2回であります。議員の皆さんが議員として今まで培った経験を生かして、町政に対する実りある質疑を期待いたすところであります。 定刻になりました。ただいまの出席議員数は9人であります。 第3番 篠原哲雄議員、第6番 的埜美香子議員は、体調不良のため欠席との連絡がありました。 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 なお、議会のICT化推進の目的から、議場へのタブレットの持込みを許可します。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。 本日答弁のため出席を求めた者は、町長、教育長、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。

日程第 1 「一般質問」

議 長	日程第 1、本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。 あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。 それでは順次質問を許します。
-----	---

第11番 篠原 伸男 議員

議 長	初めに第11番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。
11番議員	11番、篠原伸男でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、何が起きるか分かりませんもので、私も質問させていただくのは約2年ぶりぐらいで、今日は粗相のないように質問と思っておりましたところが、突然にトップバッターというようなことになりまして、胸がどきどきとまではいきませんが、果たしてうまくできるかどうかというようなことも考えながら、質問をさせていただきたいと思っております。 まず初めに、監査委員の役割と町政執行についてお尋ねいたします。 町長、町議会議員は、町民の皆さんから負託を受け町政に関わっております。町長は、己の理念に基づいて職員とともに町政を執行し、まちづくりを推進しているところであると考えております。しかし、地方自治法に定められているとおり、多くの場合、議会の議決なくして町政を推進することはできません。議会の役割は、その町政の執行が地方自治法、それに基づく条例や規則、要綱等に反していないか、町民のウェルビーイングを阻害していないかを常に監視していく義務があると私は考え、微力ではありますが、町政に関わってまいりました。 そして、私も監査委員としての任期は来年4月末で終わるわけですが、そこで、監査委員として行政をチェックしてきまして、いささか疑問を持たざるを得なかった点がありました。そのうちの3点についてお尋ねいたします。 まず1点目は、その年度の重点事業に取り上げられている集落再生支援事業でございます。この事業の実施要綱によれば、事業内容によって補助額、補助率が違います。地区担当、地区担当課長等々の多くの人がチェックし

	て交付決定されるものだが、チェック機能が果たしてなされているのか。各地区に補助決定通知を出したものが、間違っていましたと減額するのは大変難しいことだと思います。五、六人がチェックしているわけですが、それが役割を果たしていないというケースが今年度も見受けられておるところでございます。町長、こういうチェックというものをどのようにお考えか、お尋ねいたします。
町 長	ただいまご指摘の件につきましては、監査委員のほうから数々のご指摘がございました。そのチェックについてですが、これは各課、課長を中心に、最後は私となるところなんですけれども、補助金に対するチェックというものはその都度しているわけなんですけれども、ご指摘の件につきましてはその都度ということでございましたが、指摘された部分については、ご指摘どおりということであった件が幾つかございます。それについては、私はじめ管理職等々のチェック機能というものについて、改めまして考えを新たにしていかなければならないというふうに思いました。 そういったご指摘について、お答えをしてきたわけなんですけれども、それについて監査委員からのまたさらなるご指摘ということで、細部にわたりいただきましたけれども、その辺は指摘不足だったということは反省するべきであるというふうに認識しております。
11番議員	各それぞれ課では担当課長等がおり、起案者がおり、担当係長がおり、課長がおり、チェックし、そして総務課長、あるいは支払いの段階では会計管理者というふうになっていくわけでございますけれども、システム的にはそうなっておりますけれども、集落再生支援事業でしたら、地区担当が起案したものを地区担当の課長がよくチェックすると。総務課長や会計管理者等もチェックするようにはなっておりますけれども、実際総務課長の立場というものを考えていったときに、なかなか見落とすというよりも、担当課長等の判こを見れば、さりとってしまうケースがあるわけでございますので、それぞれ集落再生支援事業については、担当者、地区担当課長、それから各課等で上げてくる場合には、それぞれ担当課長が目を凝らし、そしてまた部下を指導していくというようなことが大切ではないかというふうに感じるものでございます。 次に、農産物加工直売所の指定管理業務についてお尋ねいたします。 指定管理業者を決めて、町の農産物加工直売所はその運営をその業者に任せているわけでございます。指定管理料は、町と業者が協議し、合意の下でその運営を任せているものと私は理解しております。したがって、指定

	管理業者はその指定管理料でやりくりするというのが基本的な考えではないでしょうか。 指定管理に関する協定書の第5条には、指定管理料及び剰余金が規定されております。そして、年度協定で定めるという指定管理料は、剰余金の扱いをどうするかということでありまして、受けた業者の損失とか、そういったものはこの協定書の中には前提としてなっていないのではないかなと。 したがって、指定管理料と剰余金ということで、剰余金につきましても50%、あるいはまた指定管理料についても随時概算払いするというようなことが協定で変わってきた経過もあるわけでございますけれども、町のカウントする、それからまた、一般財団法人小海町農産物加工直売所の損益計算書には、町が4月、10月に支払った金額が違った数字で計上されている。 損益計算書は発生主義でありますので、当然4月、10月にカウントしなければならぬのでありますが、町の今担当課長が調査しているということでございますので、その結論を待ちますが、協定書にうたわれている月報も出されていない。このケースでもそうだが、正しくチェックされておりません。直売所の年度会計は3月1日から翌年度2月末日ということでやっているようでございます。そして、町のほうに報告するのは、町の会計年度は4月1日から3月31日ということが協定の中でもはっきりうたわれていると。 そういった中で損益計算書を見させていただきますと、町が指定管理料と支払ったものが記載されていない。では、その分の差額はどこへいつているんだとか、そういったものも含めて、これはちゃんとした担当課のほうでチェックし、それから、間違いがあれば指摘し、協定書に基づいたものをやっていかねばならないと思うんです。 指定管理料といっていましても、大変高額な金額でありまして、これは町民の皆さんから預かっている金額をお任せするわけですので、その辺についても、先ほどもまた同じ内容のことでチェックということが重なって出てくるんですけれども、町長、その辺のところの会計システム、また、町の指導というようなことはどのように考えて進めていらっしゃるか、お尋ねいたします。
町 長	直売所に関しましては、発足時は直営ということで始めたわけですが、今現在の関係では、法人を組んでお任せしているということでございます。

	そういった中、公認会計士の先生に会計のほうのチェックは委託しているわけですが、どうしても細部にわたってはその先生にお任せしているということになろうかと思います。 しかし、今監査委員おっしゃることについては、ルール違反はないという私は認識でございましたけれども、見ようによつてのそういった見解の相違といたしますか、出すべきものは出す、見るべきものは見る、それは当然の話でありまして、指摘されたことについてはそのとおりだと思いますが、今おっしゃったように、課長のほうで細部にわたっての調査をしておりますので、結論が出たところでまたそれなりのご返答をさせていただく、あるいは結論を出させていただくということになろうかと思いますので、よろしくをお願いします。
11番議員	直売所の指定管理につきましては、公募型もとらずに前から直売所の会の皆さんが携わってきたということでありまして、その団体に任せるという形でやってきているわけです。決して悪気があるとかないとかという問題ではなくて、数字というものは的確に処理する。これは悪気があるとかないとかという問題ではなくてだと思えます。会計事務所にも頼んでやっているようではありますが、会計事務所のほうでも、ただ与えられた資料だけでチェックしてくると。もちろん会計事務所がそのようなことを認めたとすれば、それは会計事務所もまたちょっと異なものを感じるわけですが、それでも、そういった意味で、ここは町の直営から今度は指定管理者という業務に譲って、そしてその運営は全部任せるということになってきております。 去年のも見ますと、消費税の問題でインボイス制度を取り入れたレジも町の負担で購入している。それから、今年はまた見てみますと、調理場を使ったりするところの包丁だとか、それからまな板だとかの清掃も、これもまた町の経費でやっている。普通指定管理者に任せてあれば、ほかのところ、例えばレストハウスふるさとにしても、それから開発公社にしても、それぞれ独自でやっているわけでございますので、その辺はうまく指導して、町民の期待、それから町民の貴重な税というものが無駄のないように私はやっていくべきだと思います。 私どもも監査で指摘することは簡単ですが、監査委員の篠原、しゃらうるせいと言って、直売所がみんな辞めていっちゃったなんて町中言いふらされたら、私も町の中を歩いていけませんもんですから、ぜひその辺のところは厳しく、これは金の絡んだことですから、チェックをしてい

	っていただきたいと。その内容については、それは指定管理を受けたところにやればいいわけでありまして、ご存じのとおり、今度は佐久穂町にもあれだでかい、八千穂に道の駅が出来たわけでございまして、多かれ少なかれ影響はこれから出てくるのではないかなと思いますんで、その辺のところもまた加味した形の中で、指定管理にした以上は町も責任を持って、よろしく指導をしていっていただきたいというように考えるものでございます。 次に、特産品として町が力を入れているブドウ栽培についてお尋ねいたします。 町内有志によるブドウ栽培の団体が出来たとお聞きしました。そして、栽培に必要な資材について補助したとも聞いておりますが、ただ、そこで問題になるのは、補助ということになってきますと、ではブドウの木は誰のものだということにもなってくると思います。町有財産は一定の手続を経なければ個人に譲渡することはできないことは周知のとおりでございます。これは地方自治法に記載されているところでございます。 地域おこし協力隊の任期が終わり、町の事業に積極的に取り組むという考えであるということを知っておりますので、この人たちがブドウ栽培の担い手となるように、町は仕事を委託するか、あるいは合法的な方法による経済的な保障をすることが重要ではないでしょうか。 移動販売の業者の方も3年の任期が終わりましたら、私に言わせるとさっさと町のほうを引き揚げていきました。これは移動販売だけでは食べていくのが難しいということもあったからではないかなと思うんです。今回ブドウをしっかりと今まで地域おこし協力隊で担ってきた人たちがそういう形で団体をつくり、そして、今度は取り組んでいけるということになれば、初めて私は何となく町が特産品として進めてきたこのブドウ栽培というものに要が出来たような感じがするわけなんです。この人たちが衣食足りて礼節を知るではないですけども、やはり食べていけなければ、どんなにいい仕事だとか、内容だとかといっても、離れざるを得なくなってきました。 そういった意味では、今度は町も地域おこし協力隊の方々と十分に話し合っ、そして、その人たちが本当にこの小海のブドウ栽培に全身全霊で打ち込んでいけるような体制というものを保障してやらなければ、私はこの地域おこし協力隊でブドウ栽培に関わってきた方も、移動販売と同じような道を歩んでしまうのではないかなというように思うんですけれども、そ
--	--

	の辺、今年度で終了ということでありまして、町はこの人たちをどのようにサポートしていくか、お尋ねいたします。
総務課長	お答えいたします。 ワインブドウに携わる協力隊、今3名おりまして、ご存じのとおり2名が今年度で協力隊の期間を終了するということでございます。この後、議員さんおっしゃられるように、ブドウ農家、ワインブドウに携わる一町民として、農業者として事業を進めていくということですが、本当に厳しいもの、まだワインを醸造して売るという行為まではたどり着いておりませんので、この先販売がうまくいくのかどうか、そういう未知の部分があるわけでございます。 しかしながら、彼ら自身もやっていく、それから町も並走して進めてきた事業でございますので、彼らが困らないようにというところとちょっと語弊もありますけれども、厳しさはあると思うんですが、できるだけの支援、そういうことは考えていきたいというふうに考えております。 これまで育ててきた農場が親沢を中心にございますが、これをメインのフィールドとして栽培ができるように、法令の遵守も先ほどいわれたところでございますので、そういうところも加味しながら、彼らが自分の圃場として栽培できるよう支援をしていきたい。そういう考えでおります。 以上です。
11番議員	彼らがうまくブドウ畑をしていくというよりも、今ほとんど全部町のものでしょう、やっているのは。地域おこし協力隊はあくまでもその町のブドウ栽培に対してのサポーターとして入ってきているわけですから、これらの所有権というものは全て町にあると私は解釈しているところでございます。 そして、ワインと言いますが、ワインをつくる前提として、まず最初にブドウが出来てなければどうにもならないわけですから、そのブドウを今の地域おこし協力隊で来た経験がある方たちがそのまま携わっていただき、そしてまた、収穫の段階には、この間の公民館報にもたしか出ていましたけれども、相当な人たちの援助がなければ、こんな摘んだりすることがなかなかできていかないと。 当初町のほうでは、令和8年にワイナリーをつくると。クラウドファンディングというようなこともおっしゃっていましたが、その時期にはまだ至っていないのではないかなと私は思いますので、地域おこし協力隊の人たちが本当にブドウ栽培に全力を注ぎ込めるように町は援助し、そしてま

た、委託とかそういう方法もあるわけですから、せっかく育ててきたものを大事にしてやっていっていただきたいと。こういうことに対して、町が特産品としてそれなりのものを掲げているわけですから、それは腹をくくってこの事業が成功するように、町も惜しみない援助をしてやって、その人たちの期待に応えるように私はすべきだと思っております。

さもなかったら、地域おこし協力隊で来た方たちも、小海の場合、何人かが辞めていったりしているケースも多いけれども、比較的今しているのはブドウ栽培に残っている人たちがいるわけですので、しかも、このブドウ栽培というものは、私はこれからの無限の可能性を占めていると思います。それには、今関わっている人たちを大切にして、小海でブドウ栽培をやってもいいという人が模範となるような形で町に残ってくれば、またそれについてくる人たちも増えてくるのではないかなと思います。

そういった意味で、ぜひ惜しみない協力、援助をしてやって、その人たちが自活できて、小海で農業、ブドウ栽培業者として生きていけるような手順というものをじっくり考えて検討していただきたいというように思っております。

最初に申し上げましたが、町政は町長が執行するものだ。議会人や監査委員は、行政が地方自治法や条例、規則等に即して実施されているかチェックするものでございます。もちろん議員提案とか、そういう形もありますが、主たるものは町長が執行して、それを私たちはチェックするというところでございます。

人間失敗は誰もあって、やり直しはできますが、地方自治法、あるいは条例、要綱、規則等に違反するような法令違反というものは、公務員としては絶対に許されるものではありません。そのためには、もっと役場の職員に対する研鑽を深めるようなものをしていかないと。見ていますと、ただ単に前のところを引き続きそのままやってきている。それで皆さん、ただただ判こだけ押すというような形。極端な言い方すれば、そういう形になっているから、おやおやというようなケースがあって、私も今回こんな形で質問をさせてもらっているわけでございます。

これから複雑多岐にわたっていろいろ変わりやすい社会でありますので、職員がその都度研鑽を深め、ケースバイケースで対応できるようにしていくことが希望にできたまちづくりにもなっていくと思いますので、黒澤町長の下でさらに推進されることを期待して、私の1回目の質問はこれで終

	わりまして、次に、現在石破内閣になっておりまして創設されました新しい地方経済・生活環境創生交付金についてお尋ねいたします。 デジタル田園都市国家構想交付金に代わって、石破総理が看板政策として、これから石破内閣がどこまでもつかは分かりませんが、今一番重点的にやっているところだと思うんです。 それで、安倍内閣のときに石破さんという人が内閣府特命担当大臣ということで地方創生を推進し、また、自治体に総合戦略を立案させたというような経過もあるわけですが、実際には霞が関諸官庁の皆さん方は地方を知らないから、東京在住のコンサルタント会社に委ねやすいような仕組みにして、地方自治体の独自性が生まれずに、せいぜいプレミアム交付金で終わってしまい、地方創生の交付金が地方には生かされず、東京のコンサルタントの皆さんのところに帰ってしまっていると。地方にまくといった金がある間にまた東京に戻っており、地方創生というものは、私は虚構で終わってしまったのではないかと、それらを含めて、初めて初代担当大臣としてこれを担当してきました石破さんにしてみれば、地方自治体の特性を重視していくようでございます。 コンサルタントにただ頼んで通り一遍なものをつくるだけではなくて、その地域地域に独自性のあるものを歓迎しているようでございます。この新たな地方創生交付金、新しい地方経済・生活環境創生交付金に対してどのような取組、まだ余り詳しい報告は来ていないと思いますが、しかし、私どもでも新聞等々によりまして知ることができるわけですから、行政の皆さんの中にはもっと詳しい情報も出てきていると思いますので、今後この新しい交付金にどのように取り組んでいくか、お尋ねいたします。
町 長	ただいま篠原議員のご質問の地方創生のための資金ということですが、2014年にこの内閣府特命担当大臣として、現在の内閣総理大臣、石破茂氏が着任しました。それからはや10年余の時間が過ぎておりますが、これは本当に歴代の大臣を見ても、野田聖子さん、小泉進次郎さん、河野太郎さん、高市早苗さん、茂木敏充さん、林芳正さんと、自民党の中でもそうそうたるメンバーになって、これは国を挙げてのというふうに私も認識しております。 4つの基本目標がございまして、地方において安定した雇用を創出する、地方への人の流れをつくる、若い世代のファミリープランをつくる、地域と地域を連携させるというようなことがうたっておりますけれども、これは本当に簡単に実現できる問題ではないというふうに私も認識しており

	ます。こうした中、国がその施策を出せば、おまえたち金を出してやるよというのが本当のところではないかというふうに思いますので、私もその方向に向けて進んでいきたいというふうに思います。 2025年、私は小海町飛躍の年と名づけて進めていきたいと思っておりますが、そんなことを含めた中で、東京一極集中を妨げるためにこういったものをせっかくつくってもらってあるわけですから、十二分に生かしてやっていきたいと思いますが、今のところ段取りを進めているわけですので、来年度形に必ず見せていきたいというふうに思っております。 詳細については……
11番議員	細かいことはまだ。
町 長	いいですか。 それだけ進めておりますので、また何やらで皆様にご報告できる部分があるかと思えますけれども、そういったところ、十分にこれを生かしてやっていきたいというふうに思っているのが基本でございます。
11番議員	これは今年5月11日に東洋経済で出された新聞なんです。「溶ける地方創生マネー」、コンサルが行政を支配、地方創生の虚構と。「喰われる自治体」だそうです。小さいところの自治体は、コンサルタントが入ってきて、小海町でも駅のところについては随分コンサルタントしておりますけれども、中身を見ると、コンサルタント、仕事以外のものも含まれているのではないかなと思えますけれども、その地域地域に合った独自のものをこれからやっていかないと、いつまでたってもこういう喰われる自治体というようなことが週刊誌等で騒がれていくんではないかなというように伺っております。2025年は飛躍の年にしたいという町長の考えをよく覚えておきまして、また期待もしていきたいというふうに思っております。 今世界各地で異常気象による災害が多発していると。日本でも能登半島をはじめ各地で災害に見舞われております。11月20日付の信濃毎日新聞によりますと、地方創生交付金で防災の備蓄品が補助の対象になるというようなこと、多分町長をはじめ皆さんも、新聞等で読んでいると思うんですけども、そこで、この資金を活用して、災害が起きる前に事前の備えをもっと図っていくべきではないかなと思うんです。 現在も八那池の農集排の跡地の施設や、あるいは総合センター、保育所等に非常用の備品等が確保されておりますけれども、食料品を含む非常用備品等は、町内あちこちに私は配置してあったっていいのではないかなと思うんです。明日はこここのところへ行行って災害を起こしますよと分かっている

れば、それなりにすればいいですけども、災害なんていうものは、いつでもなときにくるか分からないわけですから、1点に集中するよりも幾つかの町内の中、千曲川を境にしまして川西、川東というもののの中に、必ずそういった用意をしておくことは、災害に対して速やかに対応できるものではないかというように私は思っております。

そこで、今度の石破内閣では、防災備蓄品は各自治体に任せると。今まで能登地震から始まって、関西から東日本と見ていっても、国が出していくにしてもなかなか対応はしづらいと思うんです。その都度それが地方のほうにある程度蓄えがあってやれば、速やかに対応できるのではないかなということで、多分今の内閣でも、地方の非常用備蓄品に対する補助というものを出してきたのではないかなと思うんです。石破内閣がそういった形で出してくれてくれるということになれば、私は町もまたそういう国の方針をうまく使ってやっていくべきではないかと。

先ほど申し上げました11月20日の新聞報道によりますと、今度は移動用のトイレカー、それからキッチンカー、給水設備等が対象になるということであります。災害が発生したときは、一番大切なことは、速やかに対処をして生きていくすべを常に安心してもらっておくことが大切ではないかなと思うんです。

移動トイレとか、キッチンカー、あるいは移動用の給水設備というものは即応性が高く、何かあったときには本当に早く役に立つのではないかなと思うんです。そういった意味で、私は川東、川西地区にそれぞれ移動トイレカーとか、キッチンカー、あるいは移動的給水設備等を川東、川西地区それぞれ1台ずつ用意して、私は万が一に備えるべきだと思います。これは多分何が何でも国が面倒を見ると言っても、予算は限りがありますので、私は早いうちになるのではないかなと思う。早い者勝ちということになるのではないかなと思うんです。

こういった移動トイレカーとか、キッチンカーというものは、平時はイベントのときに使えるのではないのでしょうか。一々トイレがどこだ、何がというよりも、やっておきまして、多くの人が平時に活用することによって、私は多くの人が扱いができるようになると、訓練にもなると思うんです。そうすると、緊急時のときに役場の職員だけに頼るというよりも、地域の区の役員の皆さんとか、そういった人たちでも即応をできるような防災備蓄品が地方創生交付金の対象になるのだから、町はいち早くこういったものを検討して、購入補助をもらって蓄えるということも大切ではないかな

	と思うんです。 何かイベントをやるにしても、トイレだとか、あるいは食べるもの、飲むもの、出すものというのは、どうしても避けることのできないものでありますから、そういったものを川東、川西地区にそれぞれ用意しておけば、いつでも対応しやすくなってきて、町民の皆さんも安心するんじゃないかなというように考えておるんですけれども、その点町長、いかがでしょうか。
町 長	まず、篠原議員ご質問のコンサルの件、最初仰せになりましたが、私もそのとおりだと思います。日本中コンサルというものをに入れてやっていかなければならないという状況にはなっておりますけれども、ほぼ同じような形になっているんですよね。コンサルは間違いないし、それから、進めるにも進めていけるというようなことで、そういった指導をしていただいているということになっておりますけれども、私はもともと我が町の場合はさとゆめという会社が一番メインで入っているんですが、それだけの話では駄目なんだよと。各課長にお願いしたり、係にもお願いしているわけなんですけど、町独自の施策を持ち出さなければ意味がないということは当初から申し上げておりますけれども、なかなかいろいろな業務がございまして、周りから見れば、言いなり、聞きなりというような形になっているように見えますが、そういった指導は常々しておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。 また、ただいま災害についての件でございまして、まさにそのとおりでございまして、栄村に大災害があったときに、大変水の苦勞をしたわけなんです。したがって、栄村は水の施設をつくり、そして、今回能登の1月1日の大地震のときにも救援に行くということで、いち早く動いたわけなんですけど、このときに水を持っていけなかったという事実がございまして。これはインフラの大変大事な一つであります道路が壊れてしまって、持っていけなかったというふうに、まずはございまして。 そういうことを考えても、町内各所にそういったトイレカー、キッチンカー、それから水の備蓄というものは必要ではないかというふうに考えており、今係のほうでも進んでいるわけでございますので、それもまた、先ほど来誠にこういった答弁で申し訳ないんですけれども、結論出次第皆様にご報告するつもりでございまして。よろしく願いいたします。
11番議員	私は川西地区の方に住んでおるものですから、川西地区、一番大切なのは141が万が一あった場合にどうするかということを考えたときに、幸いに

して川西地区の場合には意外と上の稲子から始まりまして、下の本間まで、141を通らなくてもつながっているルートがあるわけなんです。そういったものをまたうまく整備しておきまして、やれば、移動というふうな形、これは極端な災害が起きて、道がどうにもならなくなったということになれば、これはまた話は別ですけれども、そういった意味でつながっていけると。

そして今、先ほど私防災備蓄品はいろいろなところに置いておいたほうがいいと言いましたけれども、ちょうど火葬場の跡、あそこも土地が空いているわけなんです。あそこだと、正直言いまして川西地区の皆さんだったら141を通らなくても全部集まってくることができるわけでありまして。あそこに全てを集めろということではないんですけれども、その辺も含めて、今異常気象といわれ、ただ簡単に異常気象と言いますけれども、想定がつかなくなっているわけですから、地域の住民が安心して、そしてやる。駅に関しても、例えば駅上のところ、2階、前喫茶店をやっていたところが今は単なる物置になっています。ああいうところにも置いておくことによって、私は手短に住民の皆さんが接することができていくんではないかなと思いますので、もう一度町の中の施設、あるいはまた、町が創設してもいいような適切な場所があるかどうかということをチェックしながら、防災に備えていただきたいと。

せっかく国でもこんな地方自治体がこういうものをそろえるに対して、地方創生交付金ということを出しているわけでありまして。そして、単なるデジタル田園都市国家構想なんて難しい名前ではなくて、今度は、どこまでそれがやっていくかは分かりませんが、新しい地方経済、そして、その後生活環境創生と言っているんですよ。だから、いかに地域に密着したものを求めていくか、それがまた言葉を変えて自治体の独自性というものを優先したいということになっているんじゃないかなというように思っております。

今回石破内閣が推進する新しい地方経済・生活環境創生交付金はコンサルタント会社に依存するのではなく、自治体の独自性が私は求められていると思います。黒澤町長になって新設されました渉外戦略係を中心に、役場内にプロジェクトチームをつくりまして、プロジェクトチームを立ち上げて対応していくべきではないでしょうか。

常に縦割りの行政ではなくて、横の連絡を取りながら、それぞれの立場の仕事をやっているわけですから、それぞれの立場のところを出し合った中

	で、プロジェクトチームによって万が一に対応していくというようなことが私は大切だと思います。ほかの自治体に先立ってやっていくことが有利な補助事業を得るコツではないでしょうか。町長、いかがなものでしょうか。
町 長	私町長に就任した直後ですか、課の垣根を越えてという表現をさせていただきましたが、まさにそのことをやっていかなければ、自治体は全く進まないと思います。どの課だからこう、この課がこうだというような、先ほど来篠原議員おっしゃる通年やってきたものがまたその繰り返しというような形では、国の施策に対しても、県の施策に対しても、ましてや町民の皆様の負託にお応えするということが不可能な状態ではないかというふうに思います。 先ほど来様々なご指摘、また懸案させていただきましたことを十分参考にさせていただきたいと思います。これは私どもも考えておりますし、進めていることですが、改めてそうして発していただきますことによって、職員も動きますし、町もどんどん進んでいくと思いますので、本当にありがとうございます。そうした形の中で私は進めていくつもりでございますので、何とぞよろしく見守っていただければというふうに思います。
11番議員	渉外戦略というプロジェクトを中心にしたプロジェクトをつくり、そして、全てが渉外戦略に負わせるのではなくて、その中で、この事業はどこの担当課でやっていくかということで、伴走しながら走って行って、そしてまた渉外戦略は渉外戦略で国の方針とか、あるいは地域の要望というものを早くキャッチして対応していくシステムにすることが私は大切ではないかなと思っております。 今度の石破内閣は、霞が関の官僚は地方のことは知らない。だから、地方の独自性を重んじて、また、これはこの間石破さんの言葉で新聞に報道されましたけれども、若者に好かれる地方づくりを重要視していくということをおっしゃっております。私は石破総理の言動から感じました。だから、独自性というものは絶対に欠かすことができない。安倍内閣のときから始まりましたこの地方創生、10年間で約1兆7,000億円だそうです。その自治体対象となりましたら、1,700の自治体が活用したようですが、その中で岡山県奈義町というのがありまして、これは平成の大合併を住民投票によって否決し、チャイルドホームという地域ぐるみの子育て拠点を設け、合計特殊出生率が1.5から2.95に上がったそうでございます。

	多分私が知っているくらいの町村の名前ですから、役場の皆さん、もう既にお聞きしていると思いますが、そういったところで地方の独自性を生かして地域を伸ばしてきているという自治体があるということを勘案しながら、国の政策を上手に使って行って、地域の発展、そしてまた、地域の皆さんのウェルビーイングを保障していくというようなまちづくりに黒澤町長の下、職員一体となって励んでいってもらいたいことを期待いたしまして、私の質問を終わりといたします。
議 長	以上で第11番 篠原伸男議員の質問を終わります。 これより11時まで休憩とします。 (ときに10時44分)
<u>第 1 番 黒澤 敦史 議員</u>	
議 長	休憩前に引き続き一般質問を行います。 次に第 1 番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。
1 番議員	1 番、黒澤敦史です。通告に従い質問させていただきます。 今回の私の一般質問では、現在町が取り組んでいるワイン用ブドウ事業で今後必要となる醸造施設の整備に関してと、もう 1 つは、選挙の投票率に関して議論をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 1 つ目の質問です。町が取組を開始して 4 年をたとうとしているワイン用ブドウ事業についてですが、地域おこし協力隊として任務に着任した若者や生産者として手を挙げた町内の方々、彼らを有形、無形、様々な形で応援されているの方々、そして、町の予算と担当者、この事業には多くの労力、資源が投入されて今に至っています。 1 年で結果の出る作物と異なり、ブドウは果樹ですから、結果が出るまでに何年もかかるものです。ですから、一般的な事業でいえば、4 年もたったがとなるでしょうが、この事業はようやくスタートラインに立ったというのが現実の姿だと思います。このことを前提としておりますので、私はこの質問で事業そのものの結果を評価したり、批評したりするつもりはありません。ようやく名実共に実をつけ始めたとも聞く小海町のワイン用ブドウ生産について、今後の進め方を前向きに議論してまいりたいと思います。 報道では、今まで市場での評価が低かった北海道産の米が今や大変高い評

	価を得ていることや、山梨県でのブドウの栽培では、夏場の高温によってこれまでのような高品質ブドウの生産が難しくなっていることなどが報じられています。私たちの小海町は、もともと他の地域と比較しても圧倒的に標高の高い地域であり、標高の低い地域よりは気候環境の変化による悪影響を受けにくく、あってもそれほどでもないのではないかと思います。夏の高温は地域の基幹産業である高原野菜の生育にも影響を与えているといった話も耳にします。このまま環境の変化が続いていくとすれば、山梨県のブドウのように高原野菜も優れた品質の物の生産が難しくなっていくかもしれません。 このような状況の中で、町は気候環境の変化をチャンスと捉え、新たにワイン用ブドウの生産地化を目指し、本事業をスタートしたと承知しています。私はこのような町の未来を見据えた積極果敢な取組について、大いに賛同し、さらに積極的に進めてほしいと考えています。 本年度のワイン用ブドウの状況は、生産者の方々に詳しく確認したわけではございませんが、暑い夏の影響もあって順調に進み、また、取組が始められてから初めてワインの醸造も行われたということです。今年1月の新年祝賀式にも、量としては少しでしたが、私もそうですけれども、参加者にふるまっていただきました。事業は4年目であり、樹齢はまだまだ若い木のはずですが、醸造できるほどの収量が確保できたことは、これから樹齢を重ねるとともに増えることとなる将来の収量の観点から見ても、大変喜ばしいことだと思います。 それでは、お尋ねしますが、現時点におけるブドウの生育状況と本年度の収穫の結果、また、地域おこし協力隊や町内生産者など、担い手の状況、収穫されたブドウを使用したワイン醸造の状況についてと、それに対する町の分析についてお聞かせください。
産業建設課長	ご苦労さまでございます。 ワイン用ブドウの生育状況やワイン醸造の状況に対する町の分析というご質問でございます。 町が4年ほど前から試験栽培ということを行いまして、その結果から、小海町でワイン用のブドウが栽培できることが分かりました。そして、中でも小海町に合っているという品種でございますが、白ワインの品種、ソーヴィニヨン・ブランが推奨できるというふうに考えております。本年度協力隊の長谷川さんたちの圃場で収穫できたピノ・ブラン、そしてピノ・グリなどの幾つかの白ワインの品種の生育も今年は良好でした。

	今後何十年単位で見えていくと、気候変動、大変に状況も変わってくるとは思いますが、この小海、厳寒な地域でございまして、それほど温暖化の気候の変動の影響は受けないだろうというふうに考えております。小海町も平均気温が上昇してきて、越冬対策が可能になったことは確かでございます。ただ、現在ワイン用ブドウの栽培としては適しているというふうな認識でございます。こういった状況の中で、今後栽培可能な品種が増えていき、本格的な産地となり得る可能性が本当に大きくあると思います。 醸造に関しては、先ほどございましたように、昨年10キロの多品種をブレンドしてワインを醸造し、新年祝賀式に披露させていただきました。これは小海町でもワインをつくれるということを広く認知していただくために実施したものでございます。 本年の白ワインは2品種、ピノ・グリ、ピノ・ブラン、合わせて200キロぐらい収穫し、本格的な醸造を行います。これが小海町のファーストヴィンテージとなるというふうに考えております。完成は来年夏以降を予定しておりますが、多方面から評価をしていただき、そして、良い品種のものをつくっていきたいというふうに考えております。 以上でございます。
1 番議員	ありがとうございました。ワイン用ブドウの生産は一朝一夕で軌道に乗るものではありませんが、着々と事業が進んでいることがよく分かりました。これは何よりも関係される方々の努力によるものが大きいと思います。 さて、この事業には圃場、生産者、機械の確保や栽培品種の選定など、多くの課題があり、議会、その他の場所でも何度となく議論の対象となってきました。私も過去この一般質問の場で、これらの課題を解決し、事業の推進を期待する質問をさせていただいた経過がございます。多くの課題のうち、特に当町の環境に適したワイン用ブドウの品種の選定については、取組の当初から議論が行われてきております。この選定については、何年かに一度の厳冬を経験していないなど、まだまだ時間が足りないかと思いますが、おおむね適当な品種の方向性は見出されているというふうに今おっしゃっていただきました。 本年度の収穫実績を踏まえ、このあたりをさらにどう分析されているか、またお聞かせください。
産業建設課 長	一応ワインの銘柄がこれでいいんじゃないかということが見えてきたということで、現在スタート地点に立てたなというふうに考えております。

	これからが小海町のワインの産地として確立していけるかどうかということで、事業内容を検討してまいりたいと思っています。 令和7年、8年度中に千曲川ワインバレー特区という認定区域に小海町も含めていただき、これは東御から上は小海町までなんですが、入れていただきまして、今後の展開により相談をしたり、いろいろなことで進めたいというふうに考えております。 そして、ワインブドウに興味を持っていただき、令和6年度に開始した小海町のワインプロジェクト参加者を増やしていくということで、小海町内至るところにブドウを植えていくということで参加者も増やし、そして、情報発信もしていくという予定でございます。 それから、現在ワイン用ブドウ栽培に携わっている協力隊、2名の方がこれで任期が終わるということで、この方たち、小海町に残っていただいて、今後もワインの事業を進めていくということでございます。ただ、独立をしていくという中で、町も町長以下支援を絶対やっていくということでお話をいただいております。 ということで、今後この2名の方は、個人もしくは法人という形で進んでいきますが、お互いに協力しながら、そして進めていきたい。その中で、今地方創生、そういう中でワインの銘柄ですとか、そういうものはいいいんですけれども、この皆さんが小海の地でワインの事業を進めていくという中で、いろいろなまちづくりをやっていくという中で、協力隊の皆様、残っていただいて、お互いに話をしながら協力をしていきたいというふうに考えております。 以上でございます。
1 番議員	ありがとうございます。我が町のブドウ栽培にとっては、気温が上がり条件がよくなるように気候環境が変わってきているとしても、他地域に比べれば冬場は圧倒的に寒い地域です。寒さに強い品種を選択しなければならぬこと、また、水はけのよい土壌を好むブドウ本来の性質、それに適した土を持つ圃場の確保など、なかなか一筋縄にはいかない事業ではありますが、年数を経るに従い、担い手の方々の経験値も上がり、それなりの成果が上がってくるのだらうと思います。ぜひこれからも今まで以上に取組を推進していただき、町を代表する新たな産業を育てていただきたいというふうに思います。 これまでワイン用ブドウという農産物の生産に注目して議論してきましたが、この事業はスリーステップ方式となっているかと思います。ワンス

	テップ目は、町にワイン用ブドウの生産地をつくること、ツーステップ目は、町内で生産されたワイン用ブドウを使用して町内でワインを醸造すること、そして、スリーステップ目は、生産されたワインを活用し、地域の活性化につなげていくことです。 お金に注目した場合、ワンステップ目では、生産者が原材料となるブドウの販売代金を、ツーステップ目では、ワイン生産者がワインの販売代金を、スリーステップ目は、ワインを小売したり、飲食店で提供したり、関連する商品の販売によりワインに関係する人たちが経済的利益を得ることとなります。ここまで小海のワインに関係する人口が増えると、相当大きな経済効果が発生しますので、町の新たな産業として雇用や所得の増など、地域によい影響を与えることとなるに違いありません。 今はまだワンステップ目の段階ではありますが、事業を進めていくに当たっては、地域への好影響を最大とするため、ツーステップ目、スリーステップ目も具体的にかつ戦略的にイメージした長期計画を立てる時期を迎えているのではないのでしょうか。事業の今後の展開について町はどのように考えておられるか、お聞かせください。
産業建設課長	これは協力隊の長谷川さんにお聞きしたんですけれども、山梨から入ってくると、最初に来るところが小海町ということで、しかも、高冷の産地ということで、大変に目玉商品という言い方はおかしいんですけれども、一番の長野県の東の入口ということになることで、その協力隊の皆さんもかなり勉強してきて、品質の高い製品をつくることを心がけて頑張っております。 ということで、これからやるべき町の仕事とすれば、どういうふうに産地化していく、そして、ただつくっただけでは駄目なもので、つくって、そして販路ということも見据えて考えていかなければというふうに考えております。ということで、こちら辺に関しても協力隊の皆さんの考え方もございまして、我々町と協力してその進め方を探りながら、これからもいきたいというふうに考えております。
1番議員	ありがとうございました。ぜひ野心的な長期計画を立てていただきたいと思います。 話を戻しますが、これも以前から課題になっていることではありますが、ブドウが安定して収穫できるようになった暁には、さきに述べたツーステップ目の醸造施設、ワイナリーの建設が必要となります。昨年、今年と収穫されたブドウは、町外のワイナリーで醸造していますが、醸造施設、ワ

	イナリーを町内に設けることについて、ブドウがある程度安定して収穫できる見込みの立った今、検討する段階に入ってきているのではないのでしょうか。 建設についての具体的な議論はまだなされていないと承知していますが、これを建設しないうちは、これ以上事業を先に進めることができず、生産量も、生産者も増やすことはできないのではないのでしょうか。 なぜならば、ワイン用ブドウは、地域へワインの原材料として販売する場合には、他の野菜と同様、価格は安くなってしまい、また、自らの商品として他地域のワイナリーに醸造を委託する場合には、高い委託料を払わなければならない、いずれにしても、採算に乗せることがとても難しいものとされているからです。 ワインというお酒は、テロワールと呼ばれるその地域が育てたブドウに宿る個性を重視する文化を持っているとのことです。ワインを愛好する方々や著名なワインの生産地は、このテロワールを共通して尊び、これによってワインの品質とブランドの価値は高まり、価格の面でも消費者と生産者双方が納得する高い価値を持つようになるとのことです。 地域で丹精込めてつくられたブドウを原料として、その地域で醸造されてつくられるワインには、土地、水、空気、つくり手などなど、地域の個性が凝縮されることとなり、各地から大量に買いつけられたブドウによって1か所で大量に醸造されるメーカーの低価格ワインとは明確に区別されることとなります。 つまり私たちは小海ワインのテロワールを確立することができなければ、この事業を地域に恩恵をもたらすものにまで成長させる、すなわち小海のワインに地域に好循環をもたらすほどの価値をつけることが難しいこととなります。この小海ワインテロワールを確立し、地域に好循環をもたらすものに成長させるため、私たちはツーステップ目の醸造所、ワイナリー建設の議論を始めるべき時期にきていると思います。 規模、従事者、立地、そして予算など、検討すべき事項は数多くありますが、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。 以上、醸造施設、ワイナリーの建設について、また、これを建設するための検討について、町長のお考えをお聞かせください。
町 長	ただいま黒澤議員、非常によくお調べになり、そして、質問させていただいたと感じております。 こうした中、いわゆるノーマンズ、協力隊とは十分な話をさせていただき、

	そして、先ほど篠原議員からも出ましたが、町からの支援というものだけではなく、お互いに進めていく、そして、この地域を生かしたテロワールというものをつくっていくというのが私の目標でございます。ついてはワイナリー、これはもういろいろな進め方はございますけれども、町が中心となってやらなければ、建設不可能だと思っております。可能なためには、町が中心となってやっていくのは当たり前でございまして、私もそういう考えでございます。 昨今はなかなか大変な時代となりまして、日本酒の蔵がこぞってウイスキーをつくり始めているという時代でございます。酒の文化、非常に深いということではございますが、最終的なものは営利団体の構造でございますので、先ほど黒澤議員おっしゃったように、ワンステップ、ツーステップ、スリーステップ、どの場面においても利益を上げなければならないというふうに考えております。 また、我が町の主産業であります蔬菜の販売についても、大変長年にわたって農家の皆様、ご苦勞をされております。その結果が本当に多くの過剰な生産をしなければならないというような現在状況になっているかと思えます。そういったことを事前に、なるべく早く見極めて防ぐ、そして、収益を多く取っていただく。それには完成品を売らなければならないというふうに思いますので、ただいまのご意見を参考にしながら、また、協力隊とも十分に検討を重ねた上で、この事業は積極的に進めていきたいというふうに思っております。
1 番議員	ありがとうございました。積極的にということで、ぜひともこの醸造施設、ワイナリーの建設について前向きにご検討いただきたいと思います。 私はこのツーステップ目、スリーステップ目を踏まえた事業の推進は、ワインのみにとどまらず、これからの町の姿勢について重要な試金石であると考えています。当町のような過疎地域において、行政がリーダーシップを発揮し、経済発展とその他の課題を克服するための新たな産業創出の先頭を切る役割を果たすことは必要不可欠なものであり、この事業は重要なモデルケースになると思います。 多くの場合過疎地の地域活性化は、当事者としてはほとんど無意識のうちに、どのように自分の地域の経済が独り勝ちするかという文脈で語られ、さもそれが当たり前であるかと認識されているように思えます。工場などの企業誘致、そして、いかに移住者を増やすかといった取組などは、その典型例ではないでしょうか。

	もちろんそれが悪いとは思いませんし、地域の産業や住民の生活、経済基盤の向上に効果があることは理解できます。しかし、そもそも各地方自治体が持っている条件、環境が違うのにもかかわらず、地方自治体同士が競争させられ、企業や人を奪い合うことに日本という国、共同体にとって何の意味があるのでしょうか。 私は視点を変える必要があると思います。地域の活性化とは、そこに住む人たちの営みと幸せの最大化であると思います。大変抽象的な話のように感じられるかもしれませんが、多くのシーンで語られる経済発展のみに注目した施策では、住民の営みについての幸福感や充実感に直結するとは限りません。お金があってもそれぞれの住民が孤立し、心の豊かさが損なわれているような状態になれば、それは活性化とは程遠い状態だと思います。行政は地域で安定した雇用機会を提供し、生活の基盤を整えると同時に、子どもたちが地域の歴史、伝統、文化や自然を学び、同時に触れながら成長できる場を提供し、さらに住民同士が交流し支え合う仕組みを強化していくことに注力しなくてはなりません。 私はこのワイン用ブドウの事業から始まる一連の取組は、まさに地域活性化に資する事業であると考えています。荒れ果てた遊休農地の再生、そこでブドウ生産を行うことにより新たに生まれる農の営み、ブドウが実る美しい畑を探検する子どもたち、新たに建設されるワイナリーでつくられるテロワールを体現した小海のワイン、そのワインを醸造し、販売することで生まれる雇用と生活基盤、ワインを楽しむことで生まれる地域の文化と交流、そして、すばらしいワインが出来上がった暁には、私たち住民が誇りに思う地域の再生が一つ実現することとなります。 もちろんワイン一つでこのような夢ある小海町の未来が完成するとは、余りに楽観的で物語のようではありますが、このような未来を実現するための施策を立案し、リーダーシップを取ることが町の重要な役割だと思います。どうか町には、経済のみに注目するのではなく、住民の営みと幸せを生み出し、守ることに目を配った施策について、このワイン事業を通じ理解を深め、実施していただきたいとお願いして、この質問を終わります。次の質問は、小海町における選挙の投票率に関して質問をさせていただきます。 まず、日本は社会の運営を民主主義によって行っている国であることは周知の事実であります。以下、総務省のホームページからの引用の文章ですが、民主主義とは、主権者である国民が正当に選挙を通して自分たちの代
--	--

	表者を選び、その代表者によって政治が行われることをいいます。そして、選挙というものは、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会ですとホームページに記載されています。 先々月10月に衆議院議員総選挙が実施されました。与党自民、公明党が過半数割れとなる選挙結果となりましたが、その後、大きな混乱なく、第2次石破内閣が誕生いたしました。少数与党であるため、今後大変厳しい政権運営が予想されますが、我々日本国民を豊かにするための政策論争をより一層深めていただきたいと心から願うところです。 今回の衆院選の選挙結果を見て、改めて実感したことが、選挙というものは国民、住民の生活に大変大きな影響力をもたらすものだということでした。国民民主党が「国民の手取りを増額する」をスローガンとして、基礎控除の金額を現行の103万円から178万円へ増額することを公約の一つとして選挙を闘いました。その結果は、選挙前7議席だったものを4倍の28議席まで増やし、躍進を遂げられました。それにより、自公両党の過半数割れが結果として起こり、政権運営や予算可決のため、自公両党が国民民主党の政策要求をのまざるを得ないというような今の状況となっています。 それまで一切考慮されてこなかった減税政策が実現しようとしています。これはまさに手取りの増額を望んだ国民の意思が選挙によって見事に政治に反映されたと言っても過言ではないでしょう。 例に出した減税の事柄だけでなく、今の日本社会と小海町には課題が山積しています。世界の先進国の中で日本だけが経済成長をせず、日本人の人口、実質賃金、そして国内の食料自給率、第1次産業、農林水産業の従事者は減少の一途をたどり、また一方で、税や社会保険料等の国民負担率、外国人労働者、医療費、がんや糖尿病等の生活習慣病の罹患者、発達障害と診断される子どもであったり、不登校の子どもの数、そして、成人を含めたひきこもり人口は増加の一途をたどっています。 さらに地方は、都市部に人口を取られ、疲弊が止まりません。国外を見れば、ウクライナとロシア、イスラエルとパレスチナは戦争状態となっています。国内外問題だらけで、これらの問題を解決するのがまさに政治の役割であり、政治家が取り組まなければならない課題です。 その政治家を議会や行政に送り出すのが我々有権者であり、その機会は、間接民主制を採用する我が国においては、選挙の時にしか訪れません。今
--	---

	回の基礎控除額のように、政治は私たちの暮らしや未来に直結するものです。政治に無関心でいられても、無関係ではられません。我々有権者一人一人が取った投票行動の結果で、為政者の取る政策の内容は変わり、未来の社会がよくなるのか、あるいは悪くなるのかが左右されます。 選挙を通じて有権者の意思を示すことは、17歳以下の子どもたちにはできませんし、ましてやこれから生まれてくるであろう新しい命も、その意思を示すことは当然できません。選挙を通じてより優秀な政治家を選ぶことは、今を生きる我々がなすべき使命だとすら考えます。自分たちの暮らしや未来をつくる政治を担うに値する優秀な政治家は誰なのか、情報を集め、考え、そして投票で自らの意思を示す。それを地道に続けることでしか社会はよくなるのではないのでしょうか。 それを踏まえると、選挙の投票率は限りなく100%に近づくのが理想だと思いますが、実際は先々月の衆議院議員選挙の投票率は全国平均で53%、小海町に限って言えば、小海町で66%だったと思います。2年前の参議院議員選挙の投票率は、全国平均52%、小海町は65%だったと思います。小海町の議員、町長選に限って言えば、80%前後となっており、全国平均と比べると、小海町は決して低い数字ではありませんが、かと言って20%の方、5人に1人は選挙に行かないといった実態があります。 ここで質問させていただきますが、昨今の小海町内の選挙における投票率を町長はどのように捉えておられて、それはどうあるほうがよいと考えてられるのか。また、今後どうしたいというふうな考えは持っておられるのか、お聞かせください。
町 長	ただいま黒澤議員からのご質問、選挙の投票率ということだと捉えました。この件に関しましては、都市部、あるいは人口の多い市町村に行きますと、投票率が下がる。それで山間部、田舎、小さなところへ行けば行くほど投票率は高くなるという現象は否めません。これはどの統計を見てもそうであります。 しかし、我々は、議員の皆さんもそうですし、私もそうですが、選ばれてここへ来ているという責任感、あるいは使命というものは確実にこの中で生まれるわけです。ということで、先ほど議員おっしゃるように100%であることが理想なんです、これはちょっといささか不可能の部分があるかと思います。こうした中、投票率を高めるために、事前の投票でありますとか、それから、学校での教育とか、そういった部分を進めているわけなんですけれども、一番は我々の代表を決める、そのことに興味を持っ

	ていただくということがなければ、投票率、あるいは投票する人間を増やすことは不可能ではないかというふうに思います。 そうしたことに對して、私は自分なりに、いわゆる行事だとか、催し物を通じて、そういった中にも投票に行ってください、それから、職員の皆さんには直接お願いしているわけなんです、それは誰に入れようが今のご時世ですので、いいんですけれども、投票に行ってくださいというお願いは、個人的にもしておりますし、また、そういう気持ちでもあります。こうしたことの小さい努力といいますか、呼びかけというものの、それから、投票を促す公示というものが大変重要になってきているんじゃないかというふうに思います。 それに増して、我々のリーダー、あるいは見守る議員を決めていくには、この町はどういう方向に進めたらいいのかという問題を有権者の皆さんにご認識いただくということが本当に大切ではないかというふうに思います。それを高めるためにも、今後も周知徹底を努めてまいりたいという考えでございます。
1 番議員	ありがとうございました。 全国平均、近隣の市町村と比べて決して低くはない投票率ですが、私としては、町長の施策、政策、町の施策として投票率100%を目指して取り組まれたらどうかと考えます。理由は、冒頭申し上げましたように、我々有権者には選挙を通じて社会をよりよくする責任があり、選挙で我々有権者の意思を示すことが未来の世代のため、よりよい社会を残すための必要不可欠な手段、行動であると思うからです。そのくらいの投票率が高い緊張感のある社会であれば、政治家は必死になってよい仕事をするはずだと思います。 さらに言えば、この社会を構成する未来に責任を持つ18歳以上の大人のほとんどが投票したことによる結果を町長や議員など、政治家は国民、住民の明確な意思として尊重した政策の実現に注力するでしょう。であるならば、どうすれば選挙に興味、関心を持ってもらい、投票に行ってもらえるかということを役場であり、選挙で選ばれている町長、我々議員は考えなければなりません。 誰が議員になっても同じという意見を聞くことがありますが、誰が議員になっても同じだという評価を頂くということは、つまり議員同士、候補者同士が政策の違いを伝えられていないということでもあります。議員を務めさせていただいている私たち自身が自らの主張を積極的に分かりやす

	く有権者へ伝えていく努力をしていくことはもちろんのことでしょう。それと同じように重要なこととして、国民、住民自らが有権者であることの自覚を高める取組も必要だと思います。小学校などで議会の立候補者が演説をしたり、政策を紹介し、模擬投票する等により、主権者教育、政治に対する興味関心を持つきっかけを提供し、主権者としての意識を醸成する取組を行っている自治体もあるようです。このようなよい事例を小海町でも取り入れてみてもよいかと思います。 それはそれで今後研究するとして、一つの簡単な案として、私が今日ご提案したいのは、選挙で投票した町民に八峰の湯の入場券を配布するという案です。現在の状況は分かりませんが、期日前投票の際にポケットティッシュなどを配布していたことがあったかと思います。それを考えると、八峰の湯はそもそも小海町が建設、運営しており、また、健康増進等の住民福祉の意義が多分にある施設ですから、住民にとってもうれしくなるものだと思います。他の商品券とも違い、そこまで費用はかからないはずですし、町民に無料の入浴券が使われたとしても、入場者の多い少ないで、メンテナンス費用がそこまで変わらないのではないのでしょうか。 したがって、八峰の湯の収益にそこまで影響があるとも思えません。家族で入浴に行くついでに食事もしていく等の売上げ増につながる可能性もあります。これまで選挙に行かなかった人が入浴券欲しさに投票に行くことをそこまで意図するものではありませんが、入浴券配布が投票のきっかけになる可能性も大いにあると思いますので、きっかけづくりとして、それ自体は悪いことではないのかなと考えます。 小海町、さらには日本の政治に興味関心を持つきっかけに、入浴券配布が果たせる役割も僅かでもあるのではないかと思います。唯一絶対の正解とは決して思いませんが、試してみてもいいのかなというふうに考えます。ここで質問ですが、町としては、選挙の投票率増加をそもそも目指しておられるのでしょうか。いるとしたら、どのような方法を考えておられるか、そして、過去の取組がありましたら、それも含めてお聞かせいただきたいと思います。
総務課長	お答えいたします。 投票率アップを目指す、これは私たち行政の職員に課せられた義務であると思います。理由は、先ほどの黒澤議員おっしゃられた内容でございます。国政の選挙、または県の選挙、共にチラシやポスターの作成、そして、国の場合ですと、テレビやラジオでのCM放送、そういった啓発活動を行っ

	ております。小海町における啓発活動としましては、商業施設をお借りしまして、出入口にて投票の呼びかけを行ったり、防災無線での広報、または期間のある場合ですけれども、小海高校での投票の呼びかけなどを実施しております。 施設入所者、病院などからの不在者投票ということもございます。おおむね20人前後の実績があるわけですが、こういった方々でも投票ができるよう、工夫、時間も、投票者の負担も多いわけですが、そんなこともスムーズにできるよう心がけております。いずれにしても、政治に参加しやすい環境づくり、負担の少ない投票などを目指して、投票率が上がるように推進したいと考えております。 先ほど黒澤議員おっしゃられました八峰の湯の入浴券、この案をご提案いただきましたが、期日前のときに小海ではポケットティッシュを配布しておりました。これから投票率アップのためにどんな方法がいいかということですが、提案されたこの件についてもぜひ検討の中に入れていきたいと考えております。 以上です。
1 番議員	ありがとうございました。 高齢者で足腰が悪いためなど、身体、精神の不調などから投票に行けない等の理由も当然あるかと思えます。そのようなご事情のある方々に、投票を無理強いすることはもちろんできませんし、投票に行かない理由を分析するなど、現状の把握がまずは優先されるかと思いますが、今回の私の質問、提案を機に、町でもより一層の町民の投票率アップのための方策を検討するなど、取組をぜひスタートしていただきたいと思います。 以上で質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	以上で第1番 黒澤敦史議員の質問を終わります。 これより1時まで休憩とします。 (ときに11時44分)
<u>第5番 渡邊 晃子 議員</u>	
議 長	休憩前に引き続き一般質問を行います。 次に第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。
5 番議員	5 番、渡邊晃子です。よろしくお願いします。 私たちの任期中の定例会もあと2回という中で、通告されたお二人が一般

	質問をできなくなってしまったということで、本当に残念に思います。4人の中の1人ということで、ちょっと責任も感じながら立たせていただいております。 質問に先立ちまして、昨日12月8日、アジア太平洋戦争開戦から83年の日でした。日本国民310万人、アジア諸国民2,000万人以上の犠牲者を出し、今なお続く苦しみを残した戦争を二度と繰り返さない決意を新たにしているところです。3日には空襲被害者ら被害4団体が国会内で集会を開いて、取り残された戦後処理の立法解決を求めました。国の起こした戦争によって被害を受けながら、民間人は補償の対象になっていない。ここに背を向けながら5年間43兆円もの大軍拡を計画し、国民に負担を強いる国の姿勢、私は許されないと思っています。 一方で、草の根運動で核兵器のない世界を達成する努力、目撃証言を通じて核兵器が二度と使われてはならないことを身をもって示したことなどの理由で、ノーベル平和賞を受賞した日本被団協の代表団なども受賞式参加のため、昨日オスロに発たれました。被爆から85年を前に、被爆者の皆さんの必死の訴えが世界を動かしていることに心から改めて敬意を表するとともに、非核宣言をしているこの小海町としても、非核、平和構築への努力、ますます皆さんとともに強めていきたい。そんな思いも持ちながら一般質問に入らせていただきます。 では、お願いします。 私は第6次小海町長期振興計画に沿って、今回、明日の全員協議会での議題にもなっているわけですが、先取りまして、その中の児童福祉の充実について、そして、学校教育の充実について、長期振興計画の本文に沿って質問をさせていただきたいと思います。 まず1番目、児童福祉の充実についてであります。 資料をお出しいただきました。全協の資料でも出していただいたんですが、私の質問のところも絞って出していただきました。ありがとうございます。 資料の8ページに児童福祉の充実というところがありますけれども、第1番目、施策内容ですね。まず読み上げようと思います。 障害児関係、南佐久6か町村運営によるあゆみ園では、ここ数年多動、コミュニケーション力不足などの発達障害児やその保護者の通所が増えており、それに対応する専門療育者、保育士等の体制整備が必要でと。保育所での保育が始まるまでの療育支援は、現在あゆみ園が行っている状況
--	---

	です。放課後等デイサービス、行動援護等の支援サービス利用が増えている状況ということで、施策内容の1つ目に、児童発達支援施設あゆみ園の運営とあります。 あゆみ園について、町支援、計画のほうを見ますと、予算は令和7年度だけ1,900万円、以降は今年度並み、1,700万円となっていますけれども、まず現状通所が増えてきているということで書いてありますけれども、現状のほう、それから、現状抱えている課題、保育士がなかなか集まらないというのを前々からお聞きしていますけれども、改めてそのあたり、お願いしたいと思います。
町民課長	お疲れさまでございます。お答え申し上げます。 あゆみ園ですが、現在16名の方が通園しております。1日平均3名が通園しているというような状況でございます。内訳は、小海町が6名、佐久穂町6名、北相木村が2名、南牧村と川上村各1名ずつというような状況でございます。南相木は今のところゼロということでございます。 障害認定のお子さんが今のところ1名、あと15名につきましては、親御さんのほうで不安を抱えているというような状況のお子さんを通園させているということであります。この15名のほうにつきましては、町村の単独事業費というような形で行っております。 今申されました職員体制でございますが、今のところ会計年度任用職員というような形で、フルタイムが3名とパートが2名というような形で、5名体制で行っております。全員保育士の資格があります。しかし、今の課題というようなことでございましたが、年齢が一番若い方で51歳というような状況でございまして、言い方は悪いですが、ちょっと職員の高齢化ということで、若い職員というようなところにシフトしていくというような状況でございます。 先ほど申されたように、6か町村で運営しておりますので、6か町村のほうへ呼びかけまして、新規採用というような形で、若い保育士さん等の募集をお願いできないかというようなことは、こちらのほうでも会議の中で申しておるんですが、各町村においても保育士が不足しているというような状況でありまして、なかなか各自治体のほうでも保育士を募集しても集まらないというようなところが現状でございます。
5番議員	現状ご説明をいただきました。本当に小海でも保育士さん、足りないですし、どうしていくかというところなんですけれども、処遇の問題、会計年度任用職員というところも、もしかして問題かなという話も聞いたんです

	けれども、そのあたりはどうか。 6 か町村での協議になるので、難しいところとは思いますが、その辺の処遇を改善したりだとか、そういう努力もして、職員の確保というあたり、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。
町民課長	職員の処遇ということでございます。確かに6 か町村で運営しているという中で、今の職員の地位とか、そういう部分で、こういうお子さんを預かっている限りは、ある程度責任もありますので、ある程度ちゃんとした身分というのにも必要ではないかというようなことは、6 か町村の中で議論を現在しているというようなところでございます。いわゆる正規職員としての採用はどうだとかいうところも検討はしておりますが、なかなか6 か町村足並みがそろわないというところが現状でございます。
5 番議員	今非常に発達の関係で、必要とされている施設ということで、そのあたりの認識は皆さん一緒だと思います。町長も先日、個別にお話をさせていただいて、そのあたりの認識、一緒だなとは思ったんですけども、町長、改めてこのあゆみ園の必要性、認識、それから6 か町村でなかなか足並みがそろわないというお話がありましたけれども、設置している小海のリーダーとしてぜひリードしていただきたいんですが、そのあたりいかがでしょう。
町 長	通園していらっしゃいますご家庭からすれば、絶対必要であり、これからも充実した形でいかなければいけないと痛感している次第でございます。先日ご提案願った方たちも、これは現代のいわゆる職員に対しての指導、あるいは処遇というものに不可欠な問題ではないかというふうに思っております。 それから、2 町 4 村の中で運営しているという部分で、その温度差があるというのは否めません。早い話がうちはいないよというようなことを言われてしまうと、これはもう返答できない問題であります。しかし、それが確実に、将来的にもなくてもいいかという話はございません。必ずやあるかと思えます。私はそういう認識でございますけれども、これもそれぞれの考えの違いということですが、我が町リーダーシップをとって、こういうものが絶対必要であり、そして、充実させていくのが本当の姿であるということを訴え続けたいと思います。 また、大変ご厚意ありがたい、毎年のご寄附を願っている方ですが、ご高齢ということで、先般もうこれで終わりという形なんです、その件については、まだどうなるか分かりませんが、そういったご厚意も受けている

	中での運営でございますので、これは本当に慎重に。 そして、卒園式に行きますと、親御さんたち、本当にこれは身に迫った問題であり、しっかり保育園へ出られるようになるということがどれだけ大切なことか、そういうものを私はその都度痛感しております。我が町も小さいながら、そういった部分ではリーダー的な存在であろうかと思っておりますので、慎重かつ積極的に推進をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
5 番議員	町長のお気持ちというか、姿勢はよく分かりました。ぜひ慎重な姿勢もということですが、卒園式、毎年ご覧になっている。そういう親たちの気持ち、そういうものをぜひ本当に酌みとって、それを全ての6か町村で、うちは今いないからということではなくて、本当に共有して、何としてもこのあゆみ園充実に向けて、ぜひ頑張って、私も微力ながら何かやっていきたいと思っておりますので、切にお願いしたいと思っております。 2 番目、相談支援体制についてですけれども、障害児やその家族からの生活相談、療育相談等、ここ数年増加傾向にあるとありますが、すみません、そもそもこの相談支援体制というもののですが、障害の診断を受けた場合の相談支援体制のことか、また、その体制の現状についてもお願いします。
町民課長	そもそもこの障害児等の相談支援体制というものについては、当町では保健師を中心に相談の体制をとっているというのが現状でございます。保健師が、いわゆる生まれる前の母親から生まれた後のお子さん、母親まで関わっているというのが現状でございます。現在は発達障害児等の相談件数というのは増えておりますし、保育園でもそのような状況というところもありますので、その中で、保健師が障害を持つお子さんの健康管理、発達状態の把握を適切に見た中で、その相談に乗った中で適切な支援を行っているというような形であります。 発達が遅れている場合は、早期の発見と対応というような形で、今申されたあゆみ園ですとか、保育園、教育委員会、学校、医療機関との連携を図って、その親御さんたちの対応に当たるというような形をとってございます。
5 番議員	社協の相談支援事業も実施して、事業の整備に力を入れるというところなんですけれども、今お聞きした、私も子どもを育てているので、赤ちゃんというか、妊娠中から保健師さんに大変お世話になって、そういう相談も受けていただいているというところで、分かるんですが、今後これを充実させていく保健師さんもやはり足りないというところで、発達専門の方を

	入れるだとか、そういうお考えがあるのか、そういう意味での相談体制充実なのか、そのあたり、お考えをお願いします。
町民課長	確かに相談件数が増えているというところ、また、その中で、保健師もその対応に当たる中で、他の業務との兼ね合いもありますので、全部100%というような形が難しい状況にはなってきておるというのは現状だと思います。 この件数も増加している中、今現在こども家庭庁におきまして、こども家庭センターというようなものの設置というような話が出ております。こちらのほうも設置に向けて各町村今動いているというような状況でございます。 このこども家庭センターというところが今後の相談業務、これはもう母親、子ども、その家庭というもの、全てについての相談業務が集約されるような組織というふうに考えてございますので、そちらのほうを設置していくような方向、また、そこで職員、保健師等の整備を行っていくというような形を考えてございます。
5 番議員	今こども家庭支援センターという言葉が出てきました。全協の資料に出ていて、組織をちょっと改変してこども家庭支援センターに1人配置するということも出ていましたけれども、そういうことかなと。このあたり、また全協で詳しくお聞きしたいとも思いますが、あと、第7次小海町障害者福祉計画及び第3次障害児福祉計画というものをこの間頂いたんですけれども、その中にも児童発達支援センターの設置、令和8年度佐久圏域でしたか、佐久の区内でということが書いてあるんですけれども、そちらはどうなるのか、その辺の兼ね合い、ちょっとお願いします。
町民課長	そちらの組織につきましては、佐久広域内におきまして、自立支援協議会というものがございます。その中では各市町村で分かれて、課題について協議をしているというような状況でございます。今南佐久が一つのブロックということで、障害児、障害者に対する課題を検討しているということでありまして、その中で児童発達支援センターというようなものをどうすべきかというようなことを今検討していると。課題にのせているというような状況で、その中で多分令和8年度というような構想があるという状況ではあります。今のところその詳細なものについてはまだはっきりと検討の中では見えてきていないというような状況であります。
5 番議員	分かりました。また、今後ちょっと注視させていただきたいと思います。ちょっと全体の流れで、次に移らせていただきます。

	保育所の対応ということでもありますけれども、保育所については、保育所の長期振興計画の中でも、保育所の改修、総事業費 3 億 6,000 万円、また、在宅育児世帯応援給付金事業月 2 万円というものなどが出てきております。また、これも全協のほうでも詳しくお聞きしたいと思うんですが、そういう中で、保育所の対応、現状がどうなっているかだとか、大規模な予算が出ていますけれども、ソフト面のほうでどういう保育園を目指しているのか、そのあたりお願いします。
子育支援課長	お疲れさまです。 保育所の対応ということで、まず、園児それぞれの障害に応じまして、教育委員会、それから保健師、あゆみ園等連携して、支援を就学前の相談等、行っております。 それから、医療機関につながり診断を受けているお子さん以外にも、支援を必要とされているお子さんが近年増えていますので、年長の児童に関しましては、散歩のときに小学校方面に行く回数を増やしたり、できるだけ小学校が身近に感じられるよう、園児の不安を取り除けるようなことを行っております。 また、保健係と連携し、保育園に定期的に臨床心理士の先生を派遣していただいて、園児の様子を見てもらって、支援の在り方や対応について担任の先生と相談できる体制をとっております。あと、必要に応じて保護者の方も交えて懇談を行うなどの支援を行っております。これからは、今まででは就学前という形でやっていたんですけれども、できるだけ年長の園児だけではなく、年中、年少といった園児の様子も教育委員会、それから保健師と共有しながら連携を図っていきたいと考えております。 それから、長振のほうの来年度以降の保育の関係なんですけれども、園舎を含めてどんな形にという改修もできれば含めていきたいなと。それから、あと来年度のほうは、ソフト面、C o D M O N（コドモン）というシステムを導入しまして、できるだけ保護者の方と常に連絡を取れる。例えば欠席しますよというの、今は正直電話をいただいてやっているんですけれども、そういったこともそのソフト内で交流していかれるという形で、できるだけ時間をかけずにそれぞれが対応できるような対応をとっていきたいと考えております。 以上です。
5 番議員	今ご説明いただきました。臨床心理士さんに定期的に来ていただいてだとか、年長さん向けにという話がありましたけれども、発達が気になるだと

	か、親御さんが気になるというお子さんが増えている中で、常にそういう方を1町で確保というのは本当に今大変難しいと思うんですけども、そういう専門職の方が必要ではないかと。先生方も、私これは私見ですけども、本当に悩まれているのではないかと。特に就学前の担当の先生などは、そういうお子さんをたくさん抱える中で、本当に必死に頑張っておられると思うんですけども、先生方にとってもそういう専門職の方が常にいてくれるという安心感、そういう方が本当に必要なのではないかと思います。 それで、保育所訪問事業と連携強化に努めますという言葉もありますけれども、これについてもお願いします。
子育て支援課長	保育所の訪問ということで、先ほど申しました小学校だったり、保健師というので、常に来ていただいて保育園を見ていただく。それから先ほどの臨床心理士、そういった方が常に来られる状態をつくるということに力を入れていきたいということです。日程的にどうしてもここでなければ駄目だとか、そういったことではなく、心理士さんの都合だったり、あとその先の医師の関係であったりということ、そういうところへもつなげていきたいというのが現状です。
5番議員	先ほど言ったとおりなんですけれども、ぜひ専門の方を1人置いて、さらに連携強化を進めていっていただきたいと思います。 ④番、8ページに戻っていただいて、特別支援教育の推進というのがあります。特別支援教育体制については、教育支援の充実も含めて、乳幼児期から思春期までの一貫した支援を行っていきますとありますけれども、これについてももう少し詳しくお願いできるでしょうか。
町民課長	教育支援も含めまして、乳幼児から思春期までというところの中でいろいろな支援をしていくということでございます。保健師等が中心になりまして、思春期の対応の教室を開いたりとか、そのような形で、あと乳児の関係につきましても教室を開くというような形で、支援をしていくというところでもありますので、それをまた充実させていくということでございます。
5番議員	教育については次につながっていくので、そちらでお聞きしたいと思います。 発達関係のことについてですけども、この間、私保育料無償化などの質問もさせていただく中で、町長も現場の先生方、2歳ぐらいまでは親の愛着が大切というような話もあるんだというお話がありましたし、私自身も

ほかの係の方、先生方ともお話しする中で、そういうお話を伺っています。長く子どもたちを見ている先生方や保健師さんたち、そういう方々がそういうことをおっしゃると、そうかと思う一方で、皆さんと町長にももう一方の現場の声を聞いていただきたいと改めてお願いしたいと思います。

2歳まではご家庭でマンツーマンで愛着をといるという考えに、実際に本当に苦しめられている親がいます。いわゆるケアの必要な親御さんが保育園を利用したいというときに、子ども一番ですかのような、暗にとか、そういうことを言われてしまうと。仕事よりも子どもでしようのようなことを言われてしまうと。それで本当に傷ついている。私もそういうのは人権侵害だと思うんです。どんな子でも、どんな親御さんでも本当に心から安心をして預けられる保育の体制、また、町の支援の在り方をぜひとも切に切にお願いしたいと思います。

支援体制として、またその保育園に入るときですとか、親と保育園の、こういうことがあってはならないんですが、やはりなかなかコミュニケーションがうまくいかなかったり、親御さんもいろいろな気持ちがあって、親御さんにも支援、ケアが本当に必要なんですけれども、うまくいかないときがあると。そういうときに、さっき言ったような専門の方が間に入ってとりなすとか、そういう体制も必要だと思います。

いずれのことにしてもマンパワー、人員不足、募集しても集まらないという本当にそういう課題があるんですけれども、その辺をどうするか。あゆみ園は6か町村、中学校は3町村ということで、ここで本当に連携を強めて、状況を共有して人材確保、人材育成にぜひ努めていただきたいと思います。

人材育成のあたりに関しては、私もちょっと最後にまた奨学金のことなどでご提案をさせていただきたいと思います。

大きな2、学校のほうに移らせていただきます。

学校の教育のほうです。資料で13ページをお願いしたいと思います。

まず、不登校対策についてということで質問をさせていただきます。

文部科学省が今年10月31日に発表した報告によりますと、小中学校における不登校児童生徒数は34万6,482人で、前年度から15.9%増加しています。11年連続増加し、過去最多となっているということです。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は3.7%、前年度は3.2%ということです。

不登校児童生徒の61.2%が学校内外の機関等で専門的な相談指導等を受

	けているということでもありますけれども、まず、我が町において、不登校の生徒、小学生、小海のほうは組合立ではありますけれども、不登校の子がどれぐらいいるか、お伝えいただけますでしょうか。
教 育 長	お疲れさまでございます。 不登校の子どもさんの数でございます。まず、不登校につきましては、定義がございまして、けがだとか、病気、そういうもの以外で年間30日以上欠席をされる場合が不登校というような位置づけでございます。この数字には余りこだわらない、実際に学校へ来ることが苦痛だとか、何か嫌だとか、そういう子どもたちも、こういう不登校で何か精神的な悩みがある、そういうことを感じております。 そういう中でありますが、実際に30日以上学校へ来られない子どもさん、6年生で一人、そして、5年生で2人でございます。なかなか外へ出るのが億劫だという子、そして、今のように人と接するのが苦手、そして、もう1つは、朝起きられない、このような子どもさんがおります。そういう中でありますが、不登校気味、そういう方もおいでになります。全体で6件ほど、5年生で1人、4年生で2人、2年生で2人、1年生で1人あります。友達に対して気を遣ってしまうとか、体調がすぐれない、そのような方でありまして、この皆さんの欠席の日数は12日から20日程度という状況であります。 また、中学校につきましては、不登校は8件でございます。1年生が2人、そして、2年生が3人、3年生が3人であります。1年生については、朝起きることがなかなかできない、そして、2年生、3年生については体調不良というような状況であります。実際にはオンラインで授業を受けたりして、家庭で学習をしている。そして、不登校気味、この方については、1年生で1人、3年生で1人、不登校気味なんです。学校の別室で授業をオンラインで受けておったり、もう一人は休んだり、登校されたりという状況、そんな状況でございます。
5 番 議 員	不登校気味や理由まで含めてご説明いただきました。 非常にデリケートな問題ですので、私もちょっとどうかなと思うんですけれども、今オンラインで、学校で別室でオンラインの対策だとか、中学のほうではされているということでしたけれども、もう少し詳しく、今のそういう不登校の子だったり、気味の子だったりに対しての小学校も含めて対策、今お答えいただいたんですけれども、もう少しあれば。今の実際のスクールカウンセラーも含めて、お願いします。

教 育 長	対策といいますか、通告にございました中間教室、この部分について若干説明というか、答弁をさせていただきます。 不登校の子どもたちに対する支援の一つ、そして、中間教室の復活をという通告書でございます。小海町におきましては、過去に中間教室を設置した経過がございます。平成23年度半ばから25年度頃にかけて、場所は総合センターにおいて設置し、数人の子どもさんが通っておられたと。そういう中であるが、徐々にその中間教室にも足が遠のき、通う子どもさんがいなくなり、それは閉鎖をされたのではないかと感じております。そして、平成23年、10年以上前の経過でありまして、教育委員会の事務所も役場の庁舎の中から楽集館へ移ったり、いろいろなことがありまして、詳細な経過はちょっと分からないという状況であります。 そして、現在はどうなっているか。南佐久に佐久穂町、佐久穂小学校、そして、南牧村、南牧の公民館、ここに中間教室を設置しまして、郡下の子どもたちが通えるような、受け入れられるような体制をつくってあるということではありますが、やはり町内、また、自分の通うべき学校の近くにそういう施設があることが一番望ましいということを感じております。そういう中ではありますが、もし小海町に中間教室を設置する、そういうことを考えますと、児童、また生徒の指導に対して、豊かな経験を持たれて、しっかりとした指導力のある方をお願いをすべきだということを感じております。 先日の信濃毎日新聞11月28日の朝刊1面でございます。教員が不足をしていて大変であると、学校現場の教職員がいないという状況が報道をされておりました。佐久穂町、校長先生を退職された方、そして、南牧村は教員を経験された方が携わっていただいている。小海町でそのような方がおれば、本当にありがたいわけではありますが、なかなかそのような方がおいでにならない、そういうことでもあります。そして、町はどうあるべきか、これが大切な部分であります。 前々回第2回6月定例会におきまして、若干申し上げさせていただきました。5月の課長会議、そこで国は、幼稚園、保育園、そして小学校、中学校、この教育機関の連携を求めています。そういう中ではありますが、町もそのような組織、体制づくりをしまして対応していきたいということを打診し、特に異論とかそういうことはなく、今年度をめどに対応していきたいということを答弁させていただきました。 明日の全員協議会の資料にも、組織につきまして若干の資料がございます。
-------	--

	す。先ほど町長もしっかり取り組んでいきたいという姿勢を示させていだきました。町長の考え、そういうものを柱としまして、組織の体制づくり、そういうものを行い、そして、午前中の一般質問でもありましたが、それぞれの職員が自分の専門的な業務はともあれ、しっかりと垣根を低く、そして連携を保って、そして町民のサービスへ努めるということが大切だということを考えております。 そして、もっと具体的に申し上げますと、中間教室の位置づけ、そういうものはともあれ、不登校の皆さん、その皆さんの居場所を提供すべきだと。会計年度任用職員、そのような方をお願いをするなり、何らかの方法で見守りだとか相談、そして学校、行政、そういう部分がしっかりと連携をしながら支援をしてまいりたい。 不登校で一日自宅に子どもさんがいます。そして、親御さんといつも一緒にいる。また、親御さんは働いて夕方帰ってくる。そこで子どもさんが不登校でいらっしゃいますと、非常に心配になりながら、注意もしたり、叱ったりしている。そして、最後は怒ったりする。そうしますと、よい関係が築けなくなってしまう。そういう親子の関係に対して、距離を昼間取ることによって、夕方親子の少しでもいい関係が築けるのではないかと。 それと、もう1つは、不登校の子どもさんがいて、子どもさんに付き添っている、そういう気持ちがあるために、仕事を辞めざるを得ない。こういう方がもし発生しますと、今度はその方の家庭経済への影響も心配になります。そのことによって、経済不安が発生しまして、最終的には家族がいろいろと意見の相違が出てきてしまう。そのようなことにも発展しないためにも、このような居場所、そういうものを提供してまいることが大切ではないかと感じております。 以上でございます。
5 番議員	まず、中間教室などのお考えについて答弁いただきました。 居場所という話も出していただきましたけれども、ぜひともそういう場所づくりを小海町内にも、やはり人材確保というところで大変なご苦労があると思うんですけれども、今の小海のお子さんたちの現状を町民で共有して、ぜひそういう子どもをみんなで支えるという仕組みづくりをしていきたいと、私自身もすごく強く思っています。 ちょうど今不登校のことについて、親御さんも大変だと。不登校離職という問題、その話も教育長からちょうどいただきました。私も所属している新日本婦人の会という会がありまして、そこが不登校のアンケート調査を

	11月1日から6日にかけて行って、短期間に1,123人の保護者を中心に、過去不登校を経験した当事者を含め、回答が寄せられたと。一番多いのは小学生の保護者37%ということでした。その調査で浮かび上がったのが、子どもの不登校による保護者の経済的負担ということで、先ほど教育長から言及ありましたけれども、子どもが家にいるので、保護者が仕事を続けられない。不登校離職ということ、日中子どもがいるので、食費がかかるだとか、フリースクールの利用料などで出費が増えるだとか、本当に経済的に追い込まれるという実態が全国的なことですけれども、調査でも明らかになったと。そういう親の支援も含めて、本当に包括的な支援が今非常に求められていると。小海もそういうところにぜひ力を入れていただきたいと思います。 この中で、私スクールカウンセラーのことも通告させていただきました。6月議会で篠原哲雄議員からもスクールカウンセラーの充実ということでご質問ありましたけれども、現状、今もどうなっているのか、改めて現状とこれからの考え方について、あればお願いしたいと思います。
教 育 長	スクールカウンセラーにつきまして、6月の答弁と同じような形の答弁で、大変失礼ではございますが、県の教育委員会に任命をされましたスクールカウンセラーの皆さん、それぞれの教育事務所へ配置をされてございます。そして、この地区は小諸の東信教育事務所、ここへ19名の方が配置されているということを伺っております。そして、1人が掛け持ちではございますが、小海小学校、そして、小海中学校専属のような状況で、そして、小海小学校には年間10回ほどお見えになっております。そして、その先生は、小海小学校、小海中学校との関わりは7年目でありまして、教職員の先生方と信頼関係は十分に築かれて、対応されているのではないかと感じております。 具体的な対応、活動であります。小学生は主に5、6年生が対象として、教室の様子を先生に確認いただき、1時間授業参観のようなことを行い、そして、それぞれの児童の相談に乗っていると。その上に保護者からの相談、また、教職員からの相談も数件あるという内容であります。 相談体制の充実、これからのということでもあります。学校、またスクールカウンセラー、行政が一体となりまして、いろいろな問題、不登校、虐待、心に関する問題、そのような悩みを解決をしていく、幅広い場面において支援をすることが必要ではないか。町の子育て支援、多岐にわたる子育て施策が必要でございます。就学支援、不登校、それを行政としてどう対応

	していくべきか、本当に大きな問題である。誰一人取り残さない学び、これを国がしっかりと明言をして活動されている。そして、これを実現するために、生まれてから成人18歳まで18年間、そのうちの半分9年間は義務教育であります。この皆さんを連続的に継続して支援をしてまいる一体型の子育て支援、総合的な相談窓口、そのような形でしっかりと支援をしていく。先ほど不登校の皆さんの居場所を含めまして、行政で組織体制整備をしてまいりたいということを考えております。 そして、先ほどのご質問の中に、町民課長が答えた部分であります。幼少期、母子保健、保健師の関わり、母子手帳を交付するときから出生するまでの間、その親御さんとしっかりと行政がよい人間関係を築きまして、そして、あゆみ園、また、保育園年少、そういう小さいうちに異常があったときにはしっかりと心安く相談ができる、そんな人間関係をつくっていく。そうしますと、小学校へ就学する段階において、突然として医療と結びつけなければ困ったというようなことが発生をしない。そういう対応をすることが一番は子どもさんを抱える親御さんの安心感に伝わる。その安心感を提供しまして、しっかりとそれをサービスと変えて、提供してまいりたい。こんなことを感じております。 以上でございます。
5 番議員	いろいろお考えを伺いました。時間がなくなってきてしまったので、次に進ませていただきます。すみません。 全国学力・学習状況調査についてということであります。なぜこれを通告したかということですが、私はこれが日本の子どもたちの生きづらさの一因ではないかと。過度な競争教育に駆り立てられて苦しんでいる一因ではないかと思つての質問です。 2019年に国連子どもの権利委員会が日本政府に対して、教育分野でのストレスの多い学校環境や過度に競争的なシステムを含むから子どもを解放するための措置を強化することを勧告しています。全国学力・学習状況調査が競争的ストレスフルな環境の一因になっていることから、少なくとも自治体間の競争をあおるような悉皆全部の全数の調査ではなく、抽出で調査を行うべきではないかと思っています。 近年児童生徒の自殺、増加しています。去年が513人、長野県は平成30年2018年から未成年者の自殺対策の強化を県の自殺対策推進計画の重点施策にするなど、いち早く子どもの自殺対策に取り組んでいたけれども、死亡率が下がっていないということも分かりました。本当に子どもたちが生

	きづらい状況に追い込まれているということに胸を痛めます。 全国学力・学習状況調査について、私は反対ですけれども、小海でもずっとやられていると。この4月も小中学校でやられたと。これに関して、11月27日、町教育委員会と県教育委員会間の懇談会があったということも広報で書いてありましたけれども、その内容とか、お考えを端的にお願いします。
教 育 長	説明が長くなって、端的にというご指摘をいただきました。私も一生懸命準備をしてまいりましたから、ご勘弁をお願いしたいと思います。 そういうことでありますが、この全国学力検査、競争教育につながってしまうのではないかとということでもあります。競争教育ということではなく、実際の子どもたちの学習の習得状況の分布、そのようなことを全国的に比較をして、どうかな、そして、今度はその学校に対してどういう教育方針を打ち出したら効果的にできるのかという研究をする部分の材料となる部分があるのではないかとということでもあります。 そしてもう1つは、生活習慣や学校の環境、こういうものについても、テストというよりアンケート、そういうような形で調査をさせていただいています。そして、学力は学力としまして、環境、そういうものについて大きく重点を置き、感じているところは、小海小学校の場合、たまたまかもしれませんが、学校へ来るのが苦痛だとか、嫌だとか、そういう調査がありまして、100%に近い数字で、学校へ行きたい、楽しい。そして、中学校についても、中学3年生、小学校6年生のときにやった数字より上昇している。そういうことが見受けられます。 競争ということではなく、そういうことも把握した中で、その場で私も当然出席をしていまして、小学校、中学校の先生も、校長先生をはじめ3人ずつお見えでありました。県教委の皆さんがいる中でありますが、本当にありがたううれしいことだと。このような形を一日も長く続けたいからよろしくをお願いしたいということをお願いとお礼を申し上げたところでもあります。そのような形で全国学力調査、続けて実施をしてまいりたいと感じております。 以上でございます。
5 番 議 員	実施を続けていきたいということでした。 子どもたちを直接教えていらっしゃる先生たちがテストをつくれば、それが子どもたちの今後の教育につながっていくと思いますし、学校に関してうれしい報告でしたけれども、そういうのも別に独自にアンケートを取れ

	ばいいのではと。全国で一律に４月にやる必要性があるのかということは、まだまだ疑問であります。 教育費負担の軽減についてになります。せっかく資料を提出いただきました。時間がなくなってきましたすみませんけれども、お願いします。
教 育 長	資料を提出させていただきました。この資料につきましては、小学校の学校徴収金というタイトルでございます。小学校１年生から６年生までどのような形で負担をいただいているか。学級費というような言葉のものであります。 一番上の表は学年費、１年から６年、そして、旅行貯金、これは修学旅行の積立て、そして、ＰＴＡの会費でございます。学年当たりの負担額が中段に示してあります。１年生の場合、学級費と修学旅行、そしてＰＴＡの会費、それを合わせまして年間に２万５００円、そのような形で６年生まであると。６年間で１２万円ほどのご負担になっております。 そして、１回の振替、これは５月と１０月に振替をさせていただき、このような数字で振替させていただいているという内容でございます。 そして、最後のページであります、特別支援教育の就学奨励金、また、就学援助費でございます。左側は就学奨励金であります。特別支援教室に通うお子さんに対して支弁をしているものであります、学校教育法施行令第２２条の３という障害の度合いを示したものであります。このものに該当する子どもさんに対して、下段の数字で支弁をしている。また、就学援助費、準要保護という名称で予算書、決算書に掲載してございます。対象になる子どもさんはここに示してあるとおりでございます。 そして、③番の下、かぎ括弧であります、前年度対象になりまして、所得の状況、そのようなもので次の年に対象にならなかった場合は、２分の１の激変緩和の措置を講じているということで、金額的には下の表に書いてあるとおりでございます。 資料は以上でございます。
５ 番 議 員	では、端的に就学援助のほうなんですけれども、こういうふうになっているというわけで、これは独自に対象を広げている自治体もあるかと思えます。財政規模も全然違いますけれども、名古屋市も今年度から年収、以前は４人世帯で５００万円以下対象だったのを５９０万円以下に拡大したりしています。本当に今物価高騰だったりとか、賃金も上がらない日本の社会において、教育費の高さが問題になっている中で、こういうところでもう少し援助を広げられないか、その点お考えないか、お聞きしたいと思えます。

教 育 長	今申されました物価の高騰だとか、社会的な背景、これによって制度を特定の期間変えるとか、また、物価が安定したから見直すとかいう部分に関わる制度ではない。これは継続的に周りの状況も加味しながら制度を構築していくものだ理解しております。そういう中で、町村によって違うんではないかというご指摘でございます。 これにつきましては、確かに近隣の町村とも比較、そういうことしまして、今見直しというか、検討をしている最中でございます。やはり対象になるお子さんが、極端に申し上げますと、小学生から中学生になったときに、この制度に余り乖離したものがありますと、よろしくないのではないかということを感じておりますので、今検討中でございますから、また、整理ができましたら、何かの機会にご報告をさせていただきたいと感じております。
5 番 議 員	また、ではお願いしたいと思います。 それから、最後、時間が本当になくなってすみません。奨学金制度の充実についてということなんですけれども、奨学金返済支援補助について、小海町もやられていますけれども、ちょっとお聞きしたいのが、令和2年6月に国が奨学金を活用した若者の地方定着促進ということで要綱を出している。国が小海を後追いしているような形だと思うんですけれども、特別交付税措置がされているというところで、このあたりでも、また奨学金返済支援補助、町内在住で奨学金返済し、佐久広域管内に就業している者、公務員を除くですが、こういうところに、特に看護師、保育士、介護福祉士として就業すると、4分の3、上限22.5万円が補助されるというところなんですけれども、この辺を拡大できないのか。また、公務員は除くとなっていますけれども、やはりこれは町がやることだから、公務員は除いているのか。保育士さんだとか、人材が不足している中で、これは保育士も入っていないですけれども、もっと保育士だとか、例えば臨床心理士だとか、そういうケア労働にもっと拡大したり、金額も拡大したり、その辺のお考えはどうか、最後にお伺いしたいと思います。
教育次長	ご苦労さまでございます。 奨学金の返済支援につきましては、制度とすれば、今おっしゃられたような制度で運用をしております。金額等につきましては、町で貸し付けております奨学金、こちらの返済を考慮した中で、こういった金額が設定してあるということでご理解をお願いしたいと思います。 今後の充実という形でございますけれども、今般要綱の改正を行いまし

	て、来年度から公務員の者も支給対象に含めるという形の改正を予定しております。これとセットのような形で、町の雇用定住促進事業、そういったものと併給することはできないわけでございますけれども、そういった制度を利用しまして、人口の流出ですとか、定住促進、そういったものを担う若者の人材の確保に努めていくという予定でありますので、よろしくお願いします。
5 番議員	公務員にも対象が広がったということで、非常に歓迎したいと思います。それから、給付型奨学金の創設をぜひということもお願いしたかったんですけども、私の配分ミスで時間がなくなりましたので、これで終わらせていただきます。 皆さんと一緒に、本当にどの子も住みやすい小海にしていきたいと思います。ありがとうございました。
議 長	以上で第 5 番 渡邊晃子議員の質問を終わります。 これより 2 時 15 分まで休憩とします。 (ときに 14 時 01 分)
<u>第 4 番 井出 和人 議員</u>	
議 長	休憩前に引き続き一般質問を行います。 次に第 4 番 井出和人議員の質問を許します。井出和人君。
4 番議員	4 番、井出和人です。通告に従いまして質問をさせていただきます。 私この 4 年間、農業と林業にこだわって質問をしてきました。最後の質問になろうかと思っておりますけれども、改めて農業関係、林業関係について質問をさせていただきます。 最初に、農業共済の収入保険の加入率が非常に上がっております。小海町では農業調査の結果、農家戸数 360 戸、うち J A の野菜部会の組合員が 96 名という統計があります。この中で町内で収入保険に入会している戸数をお知らせください。
産業建設課 長	ご苦労さまでございます。 収入保険の加入率が増えていて、小海町の 360 戸に対する加入数でございますが、23 戸でございます。
4 番議員	23 戸ということで、分かりました。 この中で、他町村では加入保険の補助をしている町村があるというふうに聞いております。農家の皆さんには安定基金が適用されます。しかしなが

	ら、個人の皆さんにはそういった補助制度がありません。農家が加入しやすい事業にするために、もし希望する農家があったならば、少額でも補助をすること、こういったお考えはありますでしょうか。
産業建設課 長	今ご指摘のとおり、安定基金はＪＡに加入している人のみということで、この収入保険については、大変に有効だというふうに考えております。この保険料については、まず国が50%、保険料は掛け捨てになるんですが、補助があります。そして、自動車保険と同じで危険段階別に掛け率が変わってくるということで、使わなければ、その分掛け率も下がっていくという保険でございまして、私が思うに全農業に携わる方がこういう保険に加入して、安定した経営を続けるということが大切だというふうに考えています。ということで、近隣の市町村、調査等いたしまして、町でも可能かどうか検討してまいって、補助ができるようにしていきたいというふうには考えております。
4 番議員	この保険、大変金額がかかる保険です。1,000万円の保障について、初年度は掛金が10万8,000円、それから積立金で22万5,000円、事務費が2万円、合計35万円の保険料が必要になっています。これがもし適用されなければ、積立てだったり、返金があるということですが、1,000万円の保険を掛けて900万円の保障、自己責任として1割は入りませんというもともとのそういった制度です。 35万5,000円の保険金を初年度掛けるということは、大型農家の皆さんは問題ないかと思えますけれども、中小零細農家の皆さんはこの金額を捻出するために大変苦勞している。1,000万円を超える農家というのは、恐らく半数ぐらいであろうというふうに予想しております。ぜひともこの35万円に対して、既に今年の場合には保険の入会申込みが12月末で締切りということになっています。そうすると、今から補助制度を設けても間に合わないのは仕方のないこと。令和7年に向けてぜひともこういった保険の加入率を上げるため、あるいは零細農家を守るために、何とか掛金の補助をお願いしたいというのが今の私のお願いでございます。 12月末で締め切って、翌年度ここで出荷できるのは6月まで範囲がありますけれども、これは高冷地と準高冷地の皆さんが一緒の組合に加入している。当然播種時期、出荷時期、収穫時期がずれてきます。そのために、加入申込みが個人の場合には12月末というふうに設定されるかと思えますけれども、この辺のところもこの現状には合っていないというふうに私は考えています。

	保険ですから、一律でないとなかなか難しい問題ということで、こういった事情になっているかと思います。加入申込み期限はそれぞれ農家が対応するということですが、青色の農家であり、基本的には経営の安定した農家が加入する保険ということですので、35万円に対してどのくらいの補助ができるのか、このことがもし保険金を支払ったときに、納税対象になってしまう。これはもう当たり前のことですが、掛金はぜひ納税対象にならないような方法を研究していただきたい。この点についてはどうでしょうか。
産業建設課長	そもそもJAに出荷している農家さんは安定基金があるということですが、言われたとおり、個人出荷の農家の制度はございません。ということで、中小零細の農家さんに対する支援というのを重点的にやっていかなければいけないんだろうなとは思いますが、この保険料の選択に関しまして、積立金方式を採用しなくてもいいということがあるんですが、この保険料の掛金については、町とすれば補助を考えていきたいんですが、積立金方式のほうの分については、考え方としてどういうふうに考えていけばいいか、今後ちょっと考えさせていただきたいんですが、1,000万円と35万円という掛金は、ちょっと大きいかなというふうに思っていますので、そこら辺のところ、今後検討してまいって、できるだけ補助ができるように考えています。 それから、この加入の時期ですが、確かに今回も館報で広報せよということで、農済さんからあったんですが、館報が出るのが1月過ぎで、個人の人は間に合わないじゃないかということで、ここら辺の時間的な違いも何とか早くから広報したりして、再来年度からになるんですが、ちょっと考えていきたいと思います。よろしくお願いします。
4番議員	課長言うとおりのとおり、そのとおり令和7年度には間に合いません。1年かけてどういった方法がいいのか、研究をしていただきたいというふうに考えています。 次に、森林、また、同じような質問ですが、Jクレジットについて伺います。 先般、信濃毎日新聞に上田市と小諸市の案件が出ていました。上田市では、皆さんご存じのとおり、市民の森スケートセンターの近辺の森林を90ヘクタールほどCO₂取引の実現に向けて実施するというようなことだそうです。 6月議会では、人員不足である、費用がかかる等問題点が多いですよとい

	う説明がありました。両市ともお金をかけて、あるいは庁舎内の職員を使ってやっていく。特に小海の場合、産業課だけでは人員が足りない。これは十分に承知をしております。しかも、専門的知識がなければなかなか難しい。 そんな中で、非常にいい人員がいると気がつきました。林政アドバイザーです。5年間過去アドバイザーとして勤務し、令和7年度から5年間アドバイザーの派遣費用が計画に載っています。ということについては、アドバイザーが中心となって役場の職員がそこに一緒に勉強していくような方法をとれば、移動も少なかったり、すぐ近くに森林組合という専門職がついている。 非常に分厚い冊子が3部ほど発行されていまして、Jクレジットの書類のつくり方、あるいは年度が変わったときの申請の仕方、いろいろなことがあります。私も読んでみましたが、非常に難しい。これについては、よくよく研究しなければならない。このことを部外者に発注すると、上田の場合に1,400万円の収入を得るために、1,300万円の費用がかかってくる。これは初年度だけです。 そういったことで、収益がすぐには上がらない。上げるにはどうしたらいいか。自分の職員を使うこと。それから、もし小海がこういったことで研究、あるいは先駆けて事業を行えば、近隣5町村、6町村の目標になってくる。アドバイザーもできる。非常に私は個人の考えとして、アドバイザーにこういったことを担っていただく方法も一つの方法であるというふうにかかりますが、いかがでしょうか。
産業建設課長	このJクレジットに関しましては大変に難しく、私もちょっと勉強させていただいたんですが、解釈とするには、日本の森林を活用した二酸化炭素の吸収量を削減したりということで、クレジットを認証してもらおうと。このクレジットを企業さんや自治体を買っていただくという、簡単に言うとカーボンオフセットのような事業ということで、誠に内部で頑張ってもらえというご指摘をいただいたんですが、今回の補正予算に、小海町はやるよということで、それにつきまして、大手の丸紅さんが入っていただきまして、やると。 それで、12月の今回の補正でお願いしているものが測量、森林、人工林といっても空気を吸収しない。ちょっと言い方悪いんですけども、年を取った森林はもうCO₂を吸収しないということの中で、そういう精密測量をしなければいけないということで、測量240万円、そして、システムの利

	用料70万円ということで、今回310万円を計上させていただいたんですが、その後の登録監査手数料等で70万円から200万円かかるといわれております。 そうすると、もうそれだけで500万円いくということで、小海の認証を得てどれだけの収入が得られるかということを考えると、手続においては余りお金をかけられないということなんですが、どうしても必須的な測量、システム利用料については致し方ないと思うんですが、そのほかは工夫しながら考えていきたいというふうに思っております。 そして、小海につきましては、市町村に先駆けてということでなく、これは今後もやっていかなければいけない日本の環境政策の一つとして考えていくと、必須事項ではないかというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。
4 番議員	6月にもお話ししたように、小海にある県有林について、県では既に認証を受けてやっています。県として先駆けてやったことを各町村に指導していかないということも、おかしいなとは考えています。しかしながら、実際に行っている上田市、それから、私が常々言っている森林環境譲与税の使い方で、一番好ましい使い方というのを小諸市が行っている。小諸市については、都市の自治体と交流をしたり、あるいはその人たちに森の手入れをしていただくというような事業です。こういったことも本来の譲与税の使い方。 小海町では林道整備であったり、河川整備であったりという事業、あるいは木材を使った建設の促進等々を行っておりますけれども、私は地元の森林の持ち主である人たちに何らかの形で返していくという方法も森林環境譲与税の使い方だというふうに常々考えております。 町として河川の整備であったり、林道の整備等については、一番交渉しやすい事業というふうに私は見えています。そうではなくて、さっき言いましたように、個々の森林の持ち主が手入れがしやすいように、あるいは後継者の皆さんが真剣にそのことを取り組んでいくような事業、それから、小諸市でやっているように、狛江市との交流、これは子どもたちや市の皆さんが昔の町有林に来て手入れをしたというような事業に参加すること、こういった事業も町のイメージアップについては非常に役に立つんだろうというふうに考えます。 すぐさまこういった事業を、さっき言ったように取り入れることは難しいことです。500万円の費用をかけて今年度調査をする、丸紅に委託してい

	くということですがけれども、この事業から500万円の収益を上げるということとはなかなか難しい。どうしても何らかの見本を見習って自分たちでやっていかないと、収益になっていかないというのも事実です。 このことから、1年、2年はお願いしてやっていくことも確かにいいことかと思えますけれども、3年後、5年後、10年後、あるいは一部伐採したとき等々、一部申請をし直さなければならない。このことまで下請けに出したんでは、せっかくの事業が何もならないというふうに考えますが、いかがでしょうか。
産業建設課長	先ほど話がありました小海の県有林については、ちょっと資料を見させていただいたんですが、令和3年度までで1,920トン、売上げが3,090万円ということで、これは長野県さんがもらっているんですけども、端的に考えますと、本当にそれだけの収益が上がるのかというふうに考えると、ちょっと不安であるんですが、基本的に考えると、森林の所有者はそこに木を育てて、そして、きれいな酸素を出していただくと。そして、それを吸収してくれるということで、今議員さん言ったとおり、個人にはなるんですけども、そういう地域貢献、日本国貢献をしているというふうに考えると、そういうものに補助をしていくのはまたちょっと別物で、森林環境譲与税ですとか、そういうのも使って、それから、森林管理に関しましては、かさ上げ補助というものをちゃんと個人に行き渡る、そして、森林を所有している方にも行き渡る、そういう制度に森林環境譲与税を使って、していくのがベストかなというふうに考えますので、ちょっと今後の課題として考えさせていただきたいと思います。
4番議員	分かりました。確かにそのとおりです。ただ、自分たちで何とかしないと、お金にならないのも事実です。 もう1つは、いろいろな資料で基準になっているのは、全国的に杉とヒノキです。カラマツについては、最後のページにちょこっと出ています。杉、ヒノキの80%の産出量。非常に難しいのは、広葉樹についてもパーセントが載っています。その中で、いきなり職員が行って測量、あるいは調査をしても分からないのが、木の高さを図るのは山側で胸の120センチ、あるいは木の高さを見なさい、いろいろ書いてありますけれども、根っこの産出量まで基準にある。これは素人ではなかなか計測できない。これは何らかの方法でできている書類を研究させていただかないと、小海だけでは多分分からないというふうに理解しています。 そういうふうに、こういったお金の取りづらい事業ではあっても、小海の

	県有林1,300万円、基礎調査ができているから簡単にできること、同じ調査を町ではアドバイザーがしているわけです。この地籍のこの番地はカラマツが50年生です。あるいはこの隣はシラカバが植わっていますというような地籍調査は出来上がっているというふうに私は理解しています。そのためにアドバイザーが5年間出向して調査研究をしているというふうに解釈をしています、その点についてはいかがでしょうか。
産業建設課長	ある程度の調査については把握していると思うんですが、町も森林の経営管理の中での意向調査をやる中では、測量をもう一度精密にやるということで、そこには木の種類ですとか、樹齢、それから地形図、地形のとか、そういうものをやるんですけども、そこまで森林アドバイザーが把握しているとは思っておりませんが、今回のJクレジットにしろ、意向調査にしろ、こういう詳しいことを調べて、県で持っている調査の基本より、より精密なものを使って調査をやっていきたいと思いますので、現時点ではそんなに詳しくは調査はしておりませんので、ここについては、ちょっとお金をかけて測量をさせていただきたいという、全て航空写真になるわけですが、やっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
4番議員	町の意向調査については、まだ私の地域には来ていません。森林組合の調査については、今年の多分8月以前に来て、意向調査の同意書を提出した記憶があります。無断に入ることはできない。あるいは、勝手にそれは測量することもできないという中で、意向調査がどの程度進んでいるのか、あるいは意向調査をするために同意書が必要ないのかどうか。 その点については総務課長にお尋ねしたいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。
総務課長	その件に関してですけれども、準備はしているところですが、まだ進んでいないというのが現状でございます。もう令和元年に、実質2年からですか、この制度を国全体で進めているということですので、早くそういった調査も進めなければいけない。これは重々承知はしているところです。 ただ、楽観的な考えというわけではないんですけれども、当町の場合は国土調査が済んでいて、誰の森林がどこにある、面積がどのくらいだと、そういうものが分かっている。そういう意味では随分、これは段階で言えば早く、他市町村に比べるとその部分は進んでいるということもあります。なので、始めればそう苦はなくできると思っていますので、これについても随時進めていきたいと思います。

	また、Jクレジットの関係も併せて個人からの意見、そういうものも聞けると思いますので、これからやるのであれば、そういったことも内容に加えて、意向の調査をすればいいのではないかと考えています。 以上です。
4 番議員	私個人の考えとすれば、Jクレジットの対象とする土地、これは町有地であり、財産区有林であれば、面積も、植樹年齢も、植栽した過去のこと、あるいはどこまで間伐してあるか等々が一目瞭然で分かる。よって、この土地をまず最初勉強のために、町有林、財産区有林をやっていったらどうかと。この方法が一番早くて一番経費のかからない方法だというふうに理解しています。ぜひとも10年先、15年先でなくて、まず研究、あるいは調査をして、初歩のお金をできるだけかけないような方法をとっていただきたい。丸紅にお願いするのも一つの手かもしれませんが、急いでやることはないというふうに理解しています。 町振の計画案の一番最後のページに1行だけ、Jクレジットも推進してまいりますという文字がありましたけれども、令和7年度、令和8年度にやりなさいということではなくて、やるための準備をしてくださいということ、それには、私個人は林政アドバイザーが中心になってチームをつくってやっていくという方法も一つの方法だろうというふうに思っています。 次に、大畑の監的壕についてお伺いいたします。 大畑の監的壕について、令和7年度予算に修繕整備費用が上げられる予定なのかどうか、お尋ねします。
教育次長	お疲れさまでございます。 大畑の監的壕につきましては、以前より戦争当時を知る重要な遺構という形の中で、保存活用に向けた検討を現在進めているところでございます。 予算措置に関しましては、長期振興計画のほうにもうたっておりますけれども、文化財等の維持管理修繕事業という形の中で計上させていただく予定であります。 具体的には、草刈りですとか、雑木の除去等の維持管理費、それから、地元の大畑区のほうからも要望等で出されております案内看板の設置、これらにつきまして、早急に対応するべく予算化していくという予定でございます。 ただ、保存に関しましては、どの程度手を入れても大丈夫なものかということ、ちょっと素人では判断ができないということで、専門家を入れた中で検討してまいると。それから、周辺整備につきましても、私有地であ

	るところから、所有者の方とご相談をさせていただきながら、関係する皆様と相談をした中で必要な措置を行ってまいるといふ予定でありますので、よろしくお願いいたします。
4 番議員	ありがとうございます。 修繕費用として350万円でしたか、上がっているのは確認しております。その中で1年間で全てをやりなさいという事業ではなくて、できたら有効予算利用として、まず進入路、細くてもいいと思います、それから、障害木の撤去が優先される事業かなというふうに思いますけれども、1年間で半分できればいいかなというふうに感じていましたが、予定、スケジュールはどうしますかと質問されても大変困ると、これは承知しています。ただ、何らかの形で見えるようにしないと、せっかく文化財に指定し、保存される事業が始まっても、関係のないところから、仕事のやりやすいところから事業を進めたんでは無駄になってしまうということから、スケジュールをお聞きしたわけです。 もう1点、文化財調査委員会の皆さんから、会員の皆さんが高齢化によってなかなか動きが鈍い。人員の制限があるのかどうか、あるいはどういった人たちに指名をしていくのかどうか私には分かりませんが、できたら、50代、60代、あるいは70代の皆さんを補充していただけないでしょうかというお願いがございました。その点についてはいかがでしょうか。
教育次長	お答えいたします。 文化財調査委員会につきましては、町の文化財保護委員条例というものがございまして、定数に関しましては15名以内、委嘱に関しまして、学識経験のある者から教育委員会が委嘱するという形になっております。現状どうなっているかというところでございますが、今14名の皆さんに委嘱をして、委員として活動していただいているというところでございます。年齢構成としましては、60代が4名、70代が9名、80代が1名ということになっております。 今議員さんのおっしゃられたように若い方というのも、お仕事の関係とかでなかなか出かけていただくとかというのは難しいこともあるかもしれませんが、そういった方というのは重要だとこちらも考えておりますので、定員15名のところ今14名ということで、1名の空きがありますので、適材の方がいらっしゃるようであれば、ご推薦いただければ検討させていただきたいということをお願いいたします。
4 番議員	大変年齢的に配分的には、現状の委員の皆さんはいい配分だというふうに

	理解をしております。ただ、なかなか仕事の都合であったり、あるいは体の都合であったりして、思うように活動できないという方も見受けられるかなというような気がします。15名の定員の中で、いつでも15名にしないということではなくて、そういった関心があり、あるいは積極的に協力をしてくれる皆さん等々がいらっしゃったら、指名をしていくことも重要かなというふうには考えております。 調査委員会、あるいは保護規定によりこういった人員の制限があり、分布的にも80代の皆さん、70代の皆さんが多い。これはやむを得ない事業かというふうに思います。小海の町の中で町として指定した文化財が数多くあります。その中で、例えば私の地元である三番叟の保護、あるいは継承等々について、時代とともに大変厳しいものがきている。まず後継者がいないこと、三番叟については、今年、あるいは来年引継ぎの年になります。文化財保護委員の皆さんに何とかしろということではなくて、地元で何とかしなければいけないというのは当然であります。 そういった中で、なかなか予算がなくて、こういった伝統芸能の継承がしづらい。伝統芸能の補助については、頭であったり、人形であったり、あるいは笛であったりと、器具に対しては補助金が出ます。町からの助成が出ますけれども、運営についてはなかなかお金がかかって、出るところがないというのも現状です。そこまで補助してくれとは言いませんが、先々細くなっていくそういった事業が町内に幾つかあるかと思います。指定した後の状況について時々調査をしたり、現状を見ていただきたい。こういった事業については保護調査委員の皆さんは点検、あるいは見回ったりはしていますか。
教育次長	お答え申し上げます。文化財調査委員会の活動の中で、毎年にはなるんですけれども、年に1回、川東、川西という分けて、2年に1回という形にはなるわけですが、指定してある文化財について、現状の把握、それから修繕の必要性、そういったものを確認していただくようにはしております。
4 番議員	指定をしっ放しでなくて、きちんとそういった事業もやっているということですので、ぜひとも続けていただきたい。 いろいろなこういった文化財がなくなっていくのはやむを得ないことかなという反面、手入れの仕方では長いこと保全ができる。私の周りで1名、東京に出て測量屋さんをしていますけれども、郷土の石仏であったり、文化財について非常に興味を持っていて、自分で三十数か所写真を撮りなが

	ら保全状況を、私の区長のときに、「区長さん、これ何とかしてくれ」と。「神様のほこらの屋根がトタンで、あるけれども、飛んでいっちゃっているよ。拾ってきて乗つけたけれども、とてもかわいそうですよ」というふうにアドバイスをしていただきましたけれども、こういった保全について、地元ではなかなか知らない方が多い。それから、手入れが行き届かないというのも実態です。宗教だとか、あるいは思想だとかによって使い道が限られている補助金等々もありますけれども、ちっちゃなこういった郷土の文化財について、町指定以外でもし助けてくれるなら、制度があるかどうかお聞きします。
教育次長	今のところ、そういった制度というものはございません。指定した文化財につきましては、修繕等が必要な場合、区ですとかが管理している場合等につきましては、県の補助要綱に基づきまして、2分の1補助という形の中でさせてもらっています。
4 番議員	制度はないということですので、何らかの形で私が勉強しながらお願いをしていきたいというふうに考えます。 短い時間でありましたけれども、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議 長	以上で第4番 井出和人議員の質問を終わります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。 なお、今後の予定といたしまして、10日午前10時より全員協議会を行います。 これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに14時57分)

令和 6 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 15 日」	
* 開会年月日時	令和 6 年 12 月 17 日 午後 3 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 6 年 12 月 17 日 午後 3 時 50 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんこんにちは。令和 6 年第 4 回定例会最終日の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 今回の定例会は、インフルエンザの感染により一般質問を行う方が 4 名となりました。せっかくの 12 月定例会であり、一般質問を欠席された方もまた、そのために答弁を用意された方にとっても残念な次第となりました。いずれにしましても、私達の議員の任期は来年 4 月まででありますので今までに培った経験を生かして、残された期間が町にとっても議会にとっても有意義なものとなりますよう期待を申し上げますところであります。ただいまの出席議員数は 11 人であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、議会の ICT 化推進の目的から議場へのタブレットの持ち込みを許可します。
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程はお手元に配付申し上げた通りであります。
<u>日程第 1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第 1、諸般の報告を行います。 議長としての報告は議事日程綴りの 3 ページに申し上げますので、ご確認のほどお願いいたします。 その他、報告事項のある方はお願いいたします。
【総務産業常任委員長より報告】 【民生文教常任委員長より報告】	

<u>日程第 2 「行政報告」</u>	
議 長	日程第 2、「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。
町 長	改めまして皆様こんにちは。令和 6 年第 4 回定例会本日が最終日となりました。会期 15 日間、議員の皆様におかれましては、各議案に対し、慎重にご審議をいただき本当にありがとうございました。 1 件報告させていただきます。11 月 30 日に、町長杯スケート大会。12 月 7 日、8 日松原湖スケート大会中学校の部。12 月 14 日に松原湖ジュニアスピードスケート大会と毎週大勢の選手の皆さんがスケートセンターに集まり、大会が開催されております。スケートセンターオープンを 1 ヶ月であります、大会新記録も生まれ、選手の皆さん、大活躍しております。文化の継承として、側面からのサポートをしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 本日は、第 6 次長期振興計画後期計画の策定を追加議案として提案させていただく予定でございます。 提案いたしました全ての議案に対しまして、可決決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
議 長	以上で行政報告を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・教育長・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。なお、宮澤産業建設課長は公務のため欠席であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第 3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第 3、「議員派遣の件」を行います。事務局長に朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの 6 ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議事日程つづりの 6 ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第 4 「議案第 40 号」</u>	
議 長	日程第 4、議案第 40 号 「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 40 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 40 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 40 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 5 「議案第 41 号」</u>	
議 長	日程第 5、議案第 41 号 「小海町印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。

(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 41 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 41 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 41 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 6 「議案第 42 号」</u>	
議 長	日程第 6、議案第 42 号 「小海町憩うまちこうみ事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 42 号を採決いたします。 委員長報告は、可決であります。 議案第 42 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 42 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 7 ～ 10 「議案第 43 号～議案第 46 号」</u>	
議 長	日程第 7、議案第 43 号から日程第 10、議案第 46 号については一括して議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 品田宗久 君。
(委員長報告一すべて可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	これより議案第 43 号「令和 6 年度小海町一般会計補正予算（第 5 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 43 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第 43 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 43 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて議案第 44 号「令和 6 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 44 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 44 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 44 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて議案第 45 号「令和 6 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 45 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 45 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 45 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて議案第 46 号「令和 6 年度小海町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 46 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 46 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 46 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 11 「陳情第 8 号」</u>	
議 長	日程第 11、陳情第 8 号 「業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について」を議題といたします。陳情第 8 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。

	総務産業常任委員長 井出和人 君。
	(委員長報告—採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 8 号を採決いたします。 委員長の報告は採択であります。 陳情第 8 号を委員長報告のとおり採択と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) 反対 8、11 番
議 長	挙手多数と認めます。したがって陳情第 8 号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。
<u>日程第 12 「陳情第 9 号」</u>	
議 長	日程第 12、陳情第 9 号 「価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定について」を議題といたします。陳情第 9 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。
	(委員長報告—不採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 9 号を採決いたします。 委員長報告は不採択であります。陳情第 9 号は、委員長の報告は不採択とされておりますが、可を諮る原則により、本案を採択することに賛成する方は挙手を願います。

(挙手少数) 反対 1, 2, 3, 4, 7, 8, 9、11 番	
議 長	挙手少数と認めます。したがって陳情第 9 号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。
<u>日程第 13 「陳情第 10 号」</u>	
議 長	日程第 13、陳情第 10 号 「建築士事務所賠償責任保険への加入について」を議題といたします。陳情第 10 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。
(委員長報告—不採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 10 号を採決いたします。 委員長報告は不採択であります。陳情第 10 号は、委員長の報告は不採択とされておりますが、可を諮る原則により、本案を採択することに賛成する方は挙手を願います。
(挙手なし)	
議 長	挙手なしと認めます。したがって陳情第 10 号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。
<u>日程第 14 「陳情第 11 号」</u>	
議 長	日程第 14、陳情第 11 号 「2000 年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充について」を議題といたします。陳情第 11 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。
(委員長報告—不採択と決定)	

議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
3 番議員	3 番篠原哲雄です。ちょっと不採択についての状況をお聞きしたいと思います。 新耐震基準等ですね、2000 年基準との間で、熊本地震のときになんていうか、被害がなかったというのが約 20%。それから 2000 年耐震になってる中では 60%なんですね。被害がほとんどなかったということで、明らかに新耐震基準の方が 20%、2000 年基準の方が 60%ということで 40%からの差が出てるわけですけど、そういった中でこういったものをですね、ある程度補助したりとか、そういったことは私は必要ではないかなと思いましたので、委員会の中での質疑のあった状況をちょっと教えていただきたいと思います。
総務産業 常任委員 長	委員会の中では、特に細かな意見は出ませんでした。耐震基準等々につきましては、現行の基準の通りそこそこ出来上がってるという意見もありましたし、挙手しての意見というのは委員会ではありませんでした。以上でございます。
3 番議員	はい 3 番です。そういったことで意見はなかったようなんですけど、ちょっと私の方でいろいろ資料調べた中では、明らかにそういった新耐震基準と 2000 年基準等では倒壊しなかった家屋のですね、数字も明らかですし、一部倒壊したですね 2000 年基準の方が少なかったということで、今後の中でこういったものも広げていく必要がるかと思いますので、そういったことで意見としたいと思います。以上です。
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 11 号を採決いたします。 委員長報告は不採択であります。陳情第 11 号は、委員長の報告は不採択とされておりますが、可を諮る原則により、本案を採択することに賛成する方は挙手を願います。
(挙手少数) 反対 1, 2, 4, 7, 8, 9、11 番	
議 長	挙手少数と認めます。したがって陳情第 11 号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。
<u>日程第 15 「発議第 6 号」</u>	

議 長	日程第 15、発議第 6 号、 「小中学校の大規模改造（空調整備）事業の促進に関する意見書の提出について」を議題といたします。 事務局長に発議第 6 号の朗読を求めます。小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 1 番 黒澤敦史 君。
1 番議員	ただいま上程されました、小中学校の大規模改造空調整備事業の促進に関する意見書の提出のおきまして、提案理由の説明申し上げます。 本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震において、数多くの尊い人命が失われました。また、今もまだ多くの被災者が長期にわたる避難生活を余儀なくされています。そのような災害は日本全国どこでも起こりうるものであり、行政は住民の命を守るための備えを抜かりなく行わなければなりません。 当町において、災害時の避難所に指定されている施設として、総合センター、小海小学校、小海中学校および北牧楽集館があります。避難所の環境保全の重要性は大変高く、各個別の部屋や教室は空調設備の整備が進んでおりますが、ホールや体育館は未だになされておられません。 災害発生時の避難所としての利用を想定した場合、子供たちの授業に支障をきたすことが少なく、また多くの避難者を収容できるホールや体育館が過分に活用されることが予想されます。 不安な気持ちで避難される方々が、夏の暑さや冬の寒さに苦しむことなく、安全に避難生活を送ることができる環境を整えることは、地域防災をつかさどる地方自治体の大きな責務であります。 以上のことから、計画的かつ早期に学校施設および指定避難所の空調設備の整備が実現できるよう、国の財政負担を強く要請するため、意見書を提出したいと考えます。 議員各位には本件について、何卒ご理解をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)

議 長	これで討論を終わります。これから発議第 6 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 6 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって発議第 6 号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
日程第 16 「議案第 47 号」	
議 長	日程第 16、議案第 47 号 「第 6 次小海町長期振興計画（後期計画）の策定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
11 番議	はい 11 番篠原伸男です。本案に賛成の立場で討論いたします。後期の 5 年計画ということではありますが、長期振興計画前期後期と分かれ、さらに実施計画、それからローリングとしながら繰り返されてきておるものでございます。 今回は令和 7 年度から 11 年度ということでございまして、令和 7 年度の実施計画の中のものとは令和 7 年度の当初予算に落とさずに、今までの審議会でも、それから議会でも説明を受けてきて、令和 7 年度という直近の年度のものでありますので、行政サイドも慎重に検討されて出されたものでありますので、また我々も町民各位には来年度こういう事業がありますよというようなことを説明するわけでございます。 8 年度以降はまたローリングがあるでしょうけれども、7 年度におきましては、この計画にのっとったものを全て実行されることをお願いいたしまして、本案を賛成といたします。
議 長	他に討論のある方はございませんか。これで討論を終わります。これから議案第 47 号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数) 反対 5, 6 番

議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第 47 号は原案のとおり可決されました。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。 お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 閉 会</u>	
議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和 6 年第 4 回小海町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。 (ときに 15 時 50 分)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

5 番 議 員

6 番 議 員